

平成 26 年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第 24 号「三重県中小企業・小規模企業振興条例案」について
· · · 1

◎所管事項説明

- (1) 関西圏営業戦略（案）について · · · 17、別添 1
(2) 首都圏営業拠点「三重テラス」の実績及び来年度の取組について
· · · 21、別添 2、別添 2-1、別添 3
(3) ステップ・アップカフェ（仮称）の検討状況について · · · 31
(4) 地域人づくり事業について · · · 35
(5) 雇用経済部における少子化対策事業について · · · 39
(6) 企業誘致の取組状況について · · · 41
(7) 三重県観光キャンペーンについて · · · 43、別添 4
(8) 台湾との交流・連携について · · · 45
(9) 包括外部監査結果に対する対応について · · · 47
(10) 各種審議会等の審議状況の報告について · · · 51
(11) 三重県景気動向調査結果報告について · · · 別添 5

平成 26 年 3 月 7 日

雇用経済部

三重県中小企業・小規模企業振興条例案
右 提 出 す る。

平成二十六年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県中小企業・小規模企業振興条例

本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。

本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。

昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を開拓しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における新たな社会的な課題の解決への対応が一層求められる。

今までに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもつて、その機動性及び地域性を發揮し、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び海外の企業との連携など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立つて推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全體で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要な課題として位置付け、時代の変化への対応に必要となる支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業が経済的・社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向

上に寄与することを目的とする。

(中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義)

第二条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であつて県内に主たる事務所又は事業所を有するもの（次項に規定する小規模企業を除く。）とし、その範囲は、県の施策が次条の「基本理念」（以下この条及び第四条から第十二条までにおいて「基本理念」という。）の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が一百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者であつて県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第一項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。

4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法（昭和三十年法律第八十九号）第三条に規定する商工会（第十五条第二項において「商工会」という。）、同法第五十五条の二に規定する商工会連合会、商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第六条に規定する商工会議所（第十五条第二項において「商工会議所」という。）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第七十条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第一条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。

5 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。（基本理念）

第三条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的・社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みることを旨としなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十条において同じ。）の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案しきつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第二項及び第十条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の事業者であつて県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第二項及び第十二条において同じ。）及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、基本理念にのつとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るために、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

（中小企業・小規模企業の主体的な努力）

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのつとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

（市町の役割）

第六条 市町は、基本理念にのつとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

（中小企業・小規模企業に関する団体の役割）

第七条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのつとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第八条 教育機関は、基本理念にのつとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（高等教育機関の役割）

第九条 高等教育機関（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第一百五十五条に規定

する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十一条第二項において同じ。）は、基本理念にのつとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第十条 金融機関は、基本理念にのつとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第十一条 大企業は、基本理念にのつとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割的重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（県民の理解及び協力）

第十二条 県民は、基本理念にのつとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割的重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興）

第十三条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めることをいう。）並びに新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

（サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化）

第十四条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第二条第二項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業に対する支援)

第十五条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。

2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重県版経営向上計画の認定等)

第十六条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条において単に「計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要

二 経営の向上に係る事業の内容

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 計画が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。

二 計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。

4 県は、第一項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業（以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。）が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に対して資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。

5 認定中小企業・小規模企業は、第一項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるとときは、当該認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた計画（前項の規定による変更があつたときは、当該変更後の計画をいう。以下この条において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従つて事業を行つていないとき又は計画に虚偽の記載をして第一項の認定を受けたとき。

二 中小企業・小規模企業に該当しなくなつたとき。

7 前各項に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

(人材の育成及び確保)

第十七条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（資金供給の円滑化）

第十八条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るために、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（創業及び第二創業の促進）

第十九条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この条において同じ。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

（事業承継への支援）

第二十条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進）

第二十一条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の提供及び顕彰）

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における产学研官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県及び市町が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等）

2 県は、中小企業・小規模企業が有する魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

（みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等）

第二十三条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十四条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の規定については、経済的・社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

提案理由

中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

最終案と条例（案）の対比表

下線部：最終案からの修正箇所

最終案	条例（案）
<p>三重県中小・小規模企業振興条例</p> <p>(前文)</p> <p>本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、県の北部では製造業が集積し、県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、本県には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。</p> <p>本県が有する世界に誇るべき歴史、文化、風土の中で貢かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。</p> <p>昨今、世界においては、国際的な競争及び海外市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化及び地域の過疎化など人口減少社会における新たな社会的な課題の解決への対応が一層求められる。</p> <p>今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統や技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性や地域性を発揮し、新たな事業展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造や挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び連携など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興にあたっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。</p> <p>本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、</p>	<p>三重県中小企業・小規模企業振興条例</p> <p>(前文)</p> <p>本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、<u>本県</u>の北部では製造業が集積し、<u>本県</u>の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、<u>県内</u>には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。</p> <p>本県が有する世界に誇るべき歴史、文化<u>及び</u>風土の中で貢かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。</p> <p>昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化、<u>地域の過疎化等</u>、<u>人口減少社会における新たな社会的な課題の解決</u>への対応が一層求められる。</p> <p>今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統<u>及び</u>技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性<u>及び</u>地域性を発揮し、<u>新たな事業の展開</u>に果敢に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造<u>及び</u>挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び<u>海外の企業との連携</u>など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。</p> <p>本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、</p>

本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要となる支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 (省略)

(中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義)
第2条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次の各号に掲げる本県に主たる事務所又は事業所を有する者(次項に規定する「小規模企業」を除く。)で、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

一～四(省略)

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の本県に主たる事務所又は事業所を有する者で、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法(昭和35年法律第89号)第3条に規定する商工会及び第55条の2に規定する商工会連合会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第6条に規定する商工会議所、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法(昭

本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要となる支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 (省略)

(中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義)
第2条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するもの(次項に規定する小規模企業を除く。)とし、その範囲は、県の施策が次条の基本理念(以下この条及び第4条から第12条までにおいて「基本理念」という。)の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

一～四(省略)

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者であって、県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第1項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。

4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法(昭和35年法律第89号)第3条に規定する商工会(第15条第2項において「商工会」という。)、同法第55条の2に規定する商工会連合会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第6条に規定する商工会議所(第15条第2項において「商工会議所」という。)、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法(昭

<p>和28年法律第196条)第1条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。</p>	<p>和38年法律第147号)第7条第1項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法(昭和28年法律第196条)第1条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>5 (省略)</p>
<p>(基本理念)</p>	<p>(基本理念)</p>
<p>第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が経済的・社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。</p>	<p>第3条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的・社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。</p>
<p>2 中小企業・小規模企業の振興は、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みなければならない。</p>	<p>2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みることを旨としなければならない。</p>
<p>3 中小企業・小規模企業の振興は、経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第20条において同じ。)の確保が困難である小規模企業について、その経営の規模及び形態を勘案して、きめ細かく支援することを旨としなければならない。</p>	<p>3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第15条第1項及び第20条において同じ。)の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。</p>
<p>4 中小企業・小規模企業の振興は、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関(本県に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。)、大企業(中小企業・小規模企業以外の者であって、本県に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。)及び県民が相互に連携し、並びに協力することを旨としなければならない。</p>	<p>4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関(県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。)、大企業(中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。)及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。</p>
<p>(県の責務)</p>	<p>(県の責務)</p>
<p>第4条 (省略)</p>	<p>第4条 (省略)</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>(中小企業・小規模企業の主体的な努力)</p>	<p>(中小企業・小規模企業の主体的な努力)</p>
<p>第5条 (省略)</p>	<p>第5条 (省略)</p>
<p>2, 3 (省略)</p>	<p>2, 3 (省略)</p>

(市町の役割) 第6条 (省略)	(市町の役割) 第6条 (省略)
(中小企業・小規模企業に関する団体の役割) 第7条 (省略)	(中小企業・小規模企業に関する団体の役割) 第7条 (省略)
(教育機関の役割) 第8条 (省略)	(教育機関の役割) 第8条 (省略)
(高等教育機関の役割) 第9条 高等教育機関（学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。）は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成のための協力その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。	(高等教育機関の役割) 第9条 高等教育機関（学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。）は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。
(金融機関の役割) 第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力をを行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援等を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。	(金融機関の役割) 第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力をを行うとともに、中小企業・小規模企業に対する <u>支援</u> を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。
(大企業者の役割) 第11条 (省略)	(大企業者の役割) 第11条 (省略)
(県民の理解及び協力) 第12条 (省略)	(県民の理解及び協力) 第12条 (省略)
(ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興) 第13条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めることをいう。）及び新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術並びに技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入並びに同じ業種及び異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。	(ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興) 第13条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めることをいう。） <u>並びに</u> 新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術 <u>及び</u> 技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入 <u>及び</u> 同じ業種及び異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化)

第14条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業を支援するため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 (省略)

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条により指定された本県の伝統的工芸品その他規則で定める品目に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、現代の生活様式に合わせた商品の開発並びに当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業に対する支援)

第15条 県は、(省略)

2 (省略)

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓、新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重県経営向上計画の認定等)

第16条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下「三重県経営向上計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、三重県経営向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 三重県経営向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請企業の概要
- 二 経営の向上に係る事業の内容
- 三 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化)

第14条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 (省略)

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業に対する支援)

第15条 (省略)

2 (省略)

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重県版経営向上計画の認定等)

第16条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条において単に「計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要
- 二 経営の向上に係る事業の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

<p>3 知事は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る三重県経営向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 三重県経営向上計画が経営の向上を確実に遂行するため適切なものであること。 二 三重県経営向上計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。 三 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。 <p>4 県は、中小企業・小規模企業が前項の規定による認定を受けた三重県経営向上計画を着実に実行できるよう、当該中小企業・小規模企業へ資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。</p> <p>5 第1項の規定による認定を受けた中小企業・小規模企業（以下認定中小企業・小規模企業という。）は、当該認定に係る三重県経営向上計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。</p> <p>6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第16条第1項の認定に係る三重県経営向上計画（前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）に係る事業の中止又は廃止その他の事由により当該三重県経営向上計画に従つて事業を行っていないとき。 二 第2条第1項の中小企業及び同条第2項の小規模企業に該当しなくなったとき。 <p>7 前各項に定めるもののほか、三重県経営向上計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（人材の育成及び確保）</p> <p>第17条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者又は経営者を補佐する人材並びに経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る<u>計画</u>が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>計画</u>が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。 二 <u>計画</u>が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。 <p>4 県は、<u>第1項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業</u>（以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。）が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に<u>して</u>資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。</p> <p>5 <u>認定中小企業・小規模企業は、第1項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>第1項の認定を受けた計画</u>（前項の規定による変更があったときは、<u>当該変更後の計画</u>。以下この条において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従つて事業を行っていないとき又は<u>計画に虚偽の記載をして第1項の認定を受けたとき</u>。 二 <u>中小企業・小規模企業に該当しなくなつたとき</u>。 <p>7 前各項に定めるもののほか、<u>計画</u>の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（人材の育成及び確保）</p> <p>第17条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、<u>経営者を補佐する人材及び</u>経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
---	---

<p>2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務等の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られるることをいう。）のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務<u>その他</u>の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (省略)</p>
<p>(資金供給の円滑化)</p> <p>第18条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度の充実、信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(資金供給の円滑化)</p> <p>第18条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度<u>及び</u>信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(創業及び第二創業の促進)</p> <p>第19条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が、先代から事業を引き継いだ場合等に事業の形態の転換又は新しい事業及び新しい分野に進出することをいう。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(創業及び第二創業の促進)</p> <p>第19条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談<u>を行う</u>体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(事業承継への支援)</p> <p>第20条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(事業承継への支援)</p> <p>第20条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく<u>事業が承継され</u>、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)</p>	<p>(販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)</p>
<p>第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業の連携、共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実について支援するとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携<u>及び</u>共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実<u>を図るとともに</u>、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

<p>2 県は、中小企業・小規模企業がその事業の基盤を本県に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県又は市町が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（情報の提供及び顕彰）</p> <p>第22条 県は、中小企業・小規模企業が持つ魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰並びに公表に努めるものとする。</p> <p>（みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等）</p> <p>第23条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>（財政上の措置）</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>（附則）</p> <p>1, 2 (省略)</p>	<p>2 県は、中小企業・小規模企業が<u>事業の基盤</u>を<u>県内</u>に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、<u>県</u>及び<u>市町</u>が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（情報の提供及び顕彰）</p> <p>第22条 県は、中小企業・小規模企業が<u>有する</u>魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰<u>及び公表</u>を行うものとする。</p> <p>（みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等）</p> <p>第23条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の<u>経済の実情</u>に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>（財政上の措置）</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>（附則）</p> <p>1, 2 (省略)</p>
---	--

(1) 関西圏営業戦略（案）について

1 「関西圏営業戦略」（案）の策定にかかる今までの経緯

(1) 「関西圏みえの観光・ゆかりの店舗調査」等の実施

○「関西圏営業戦略」の策定に向けて、「関西圏みえの観光・ゆかりの店舗調査」を実施しました。（委託契約期間 H25年3月～10月）

- ・観光調査 WEB調査：関西在住者約1,000名を対象に実施（7月）
- 街頭調査：大阪、京都、神戸の主要駅の利用者（363名）を対象に実施（8月）
- ・ゆかりの店舗調査：ホットペッパー登録飲食店を中心に電話調査（大阪府、京都市、神戸市、奈良市）（4～9月）

○また、県内市町との意見交換などを行いました。（7～8月）

(2) 「関西圏営業戦略（仮称）検討会議」の設置

情報発信、観光・交通関係、流通等に関する有識者の方で構成する「関西圏営業戦略（仮称）検討会議」を設置し、ご意見をいただきました。

【検討会議メンバー】(50音順 敬称略)

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 加藤 司 | 大阪市立大学大学院経営学研究科教授 |
| 坂川 弘幸 | 日本経済新聞大阪本社企画委員
関西ベンチャー学会文化観光研究部会幹事 |
| 田嶋 雅美 | ㈱フランチャイズアドバンテージ代表取締役 |
| 中井 政嗣 | 千房㈱代表取締役 |
| 矢尾 弘 | 近畿日本鉄道㈱鉄道事業本部営業企画部長 |

【検討会議の開催状況】

第1回 平成25年11月29日

第2回 平成26年1月17日

第3回 平成26年2月6日

2 「関西圏営業戦略」（案）の概要

検討会議でのご意見等を踏まえ、別添のとおり「関西圏営業戦略」（案）をとりまとめました。平成26年度から具体的な営業活動等を展開していきます。

「関西圏営業戦略」(案) の概要

1 はじめに

- 平成 26 年の「おかげ年」や熊野古道世界遺産登録 10 周年を契機として、関西圏における三重の認知度・存在感を更に高める中で、三重の魅力の効果的な情報発信、観光誘客、「食」の販路拡大につなげる営業展開の基本的な方向性等をとりまとめるものです。
- なお、具体的な営業展開については、中長期的な視野を踏まえつつ、概ね 3 カ年の方向性等を示し、必要に応じ、隨時見直すものとします。

2 三重県にとっての関西圏

- 関西圏は、首都圏に次ぐ大消費地であるとともに、三重県の観光入込み客の約 30% を占めるなど、三重県にとって重要なマーケットです。
- また、三重県は多様な観光資源、多彩な食材、豊富な歴史文化資源に恵まれ、近鉄や高速道路等の整備によるアクセスの良さとあいまって、関西圏にその魅力を十分に訴求できる強みを有しています。
- 一方、観光誘客においては、関西圏からの日帰り圏の拡大や海外旅行との競合などにより、地域間競争が激しくなっています。また、「食」の販路拡大においても、各地で地域資源を活用した商品開発の積極的な取組などが展開されています。
- こうした関西圏を取り巻く環境変化に対して、三重の魅力をいかに訴求していくかが求められています。

3 関西圏からみた三重の現状と課題等

「関西圏みえの観光・ゆかりの店舗調査」や関西事務所の日常の営業活動で収集した「生の声」などにより得られた、三重の現状と課題等の主なものは次のとおりです。

(情報発信)

- ・三重県全体のイメージは必ずしも明確ではないが、観光地等の地名はある程度認知されていること。
- ・マスコミの取材の中心は関西圏であり、関西圏の居住者に三重発の情報が伝わりにくく、三重への心理的距離感があることから、マスコミに対して具体的な PR のポイントを絞り、何が目玉なのかを伝える必要があること。

(観光誘客)

- ・伊勢志摩地域を訪れたことがある人は多い一方で、それ以外の地域に訪れたことがない人がまだまだ多く、訪問地に偏りが見られること。
- ・三重の観光地のイメージ、魅力では、伊勢神宮、海の幸、肉料理、お菓子の順で高いこと。
- ・目的別の訪問地としては、「宿でのんびり過ごす」「自然・景観鑑賞」とともに、「地元の美味しいものを食べる」などで三重県が多く選択されていること。

- ・交通アクセスについては、出発地と目的地、交通手段によって訪問者の満足度が異なるので、きめ細かな情報提供が必要であること。

(「食」の販路拡大)

- ・伊勢えび、松阪牛などブランド力がある食材の認知度は高いが、それ以外の食材はまだまだ高くないこと。

4 関西圏での基本的な営業展開の方向性

1) 基本的な考え方

- ア 関西圏における三重の認知度・存在感を更に向上させること
- イ 多様なネットワークを充実・強化し、三重の魅力を効果的に発信し、観光誘客、「食」の販路拡大につなげること

2) 営業展開の基本的な姿勢

- ア 先ずは三重県内のひと、もの、ことを知り、関西圏を学び、知ること
- イ 個々の資源の訴求と地域の魅力の訴求による効果的な発信
- ウ 中長期的な視野を踏まえつつ、当面、実施可能な取組を試行錯誤しながら機動的に展開すること
- エ 関西圏への営業に関わるステークホルダーとの連携を密にすること

3) 営業展開の柱立て

- 「効果的な情報発信」により、関西圏の一般消費者等に三重の魅力を訴求し、三重への観光や三重の「食」の購入への動機付けを図ります。
- 「観光誘客」について、市町等と連携して、関西圏のマスコミ、旅行会社等への営業活動を展開します。
- 「食」の販路拡大について、関西圏の小売り・流通事業者等への営業活動を展開します。
- これらの取組の基盤となる「多様なネットワーク」の充実・強化を図ります。

5 関西圏での営業展開の具体的な取組

1) 効果的な情報発信

(基本的な取組)

- 「効果的な情報発信」により、関西圏の一般消費者、マスコミ等に三重の魅力を訴求し、三重への観光誘客や「食」の販路拡大につなげます。

このため、三重県観光キャンペーンの展開、「おかげ年」や、熊野古道世界遺産登録10周年を契機とした情報発信に取り組むとともに、市町が行う県内各地のイベントや「食」の旬の情報、地域のこだわりの情報などの発信を支援します。

- 新名神高速道路や紀勢自動車道等の整備、阪神なんば線の開通、近鉄観光特急「しまかぜ」の運行開始などに伴い、三重県へのアクセスが向上していることをきめ細かく情報提供します。

(関西圏での現地で展開する取組)

ア パブリシティの強化

イ 観光、「食」に関する観光展・物産展への出展等

ウ 歴史・文化・「食」をキーワードとした情報発信

2) 観光誘客

(基本的な取組)

○ 三重県観光キャンペーンの展開、「おかげ年」や熊野古道世界遺産登録10周年を契機とした情報発信に取り組むとともに、市町等と連携して、県内各地域の魅力を発信し、観光誘客につなげます。

○ 市町等と連携して、関西圏のマスコミ、旅行会社等への営業活動を展開します。

(関西圏での現地で展開する取組)

ア 三重県観光キャンペーンの展開、「おかげ年」や熊野古道世界遺産登録10周年を契機とした観光誘客

イ 県内各地の魅力発信による観光誘客

ウ マスコミや旅行会社等への営業活動

エ インバウンドの促進

3) 「食」の販路拡大支援

(基本的な取組)

○ 「三重県営業本部」のもと関西圏における営業機能を強化し、三重ブランドをはじめとする県産品について、県内の生産者や事業者等が関西圏で販路拡大をめざす取組を支援します。

(関西圏での現地で展開する取組)

ア 販路先の開拓等

イ 小売り・流通事業者等への営業

4) 多様なネットワークの充実・強化による営業活動

上記1)～3)の取組の基盤となる「多様なネットワーク」の充実・強化を図り、次の関係者と「顔の見える」関係を構築することが重要です。

・経済界（関西経済連合会など）、マスコミ、旅行会社等

・小売・流通関係者や「ゆかりの店舗」等

・三重の応援団等

・県人会、高校同窓会の会員

6 関西圏での営業展開の進め方

1) 関係機関等の連携

ア 県と市町、商工団体、事業者等との連携

イ 広域的な組織との連携

2) データの蓄積

(2) 首都圏営業拠点「三重テラス」の実績及び来年度の取組について

首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成25年9月28日のオープンから約5か月が経過し、来館者数は218,519人となりました（2月末現在）。

ショップ、レストラン、多目的ホールにおいて、三重の魅力を効果的に情報発信し、三重への誘客や販路拡大につながる取組を展開しています。

平成25年度の実績（暫定）及び平成26年度の事業計画にかかる概要は次のとおりです。（詳細は別添資料のとおり）

1 平成25年度運営状況（概要）

(1) ショップ

- 約2,100商品を選定し、これまで約1,500商品を取り扱っています。なお、店頭では、常時約1,100商品の販売を行っています。
- 売り場の更新、商品説明の工夫、多目的ホールとの連動などに取り組み、常に三重の旬の情報を発信できる店舗づくりに努めています。
- 今後は、生鮮品の取扱、試食等の販売方法の工夫等による販売促進、旬の魅力を訴求する新たな商品の発掘等が課題です。

(2) レストラン

- 三重の採れたての旬の食材を、季節ごとに三重の郷土の特色も生かしながらイタリアンスタイルにて提供しています。
- 季節の旬が感じられる限定メニュー、伊勢うどんや地ビールの提供など、利用者の意見を踏まえたメニューの改善に取り組んでいます。
- ランチタイムには安定した集客がある一方で、ディナータイムの集客が課題です。

(3) 多目的ホール

- 三重テラス企画の催事をはじめ、県、市町、商工団体等が主催するセミナー、展示、商談会、フォーラムなど、年度末までに126件の多彩なイベントを開催し、その稼働率は93.4%となっています。
- 今後は、さらなるショップやレストランと連動したイベント展開が課題です。

(4) 県内への誘客・集客

- 「みえ旅案内所」を設置し、旅行相談や観光パンフレットの配布、みえ旅パスポートの発給（2月末現在371件）、旅行関係団体等を対象とした旅行説明会、県内でのフィールドワークを組み入れた講座の開催等に取り組んでいます。
- 今後は、誘客効果の高い取組の充実が課題です。

(5) 事業者支援

- 首都圏での販路拡大のための出口として活用される場となるよう、ショップでの販売を通じた商品のブラッシュアップや、多目的ホールでの商談会等を通じた販路拡大など、県内事業者の支援に取り組んでいます。
- 今後は、首都圏の消費者の嗜好や動向等に関する情報を事業者にフィードバックすることで、トライアル機能の強化を図っていく必要があります。

(6) ネットワークの拡大

- 三重テラスの活用や情報発信、県産品の販路拡大に協力いただくネットワークを構築していくため、個人対象の「三重の応援団」、法人対象の「三重の応援企業」、県産品の取扱等に協力いただく「三重の応援店舗」のほか、ショッピング利用者対象の「三重テラス会員」を制度化し、加入促進を行っています。
- 日本橋地域を中心に、周辺施設や団体等とのネットワークの拡大を図り、食材フェアの開催等連携した取組を進めています。
- これらの取組によるネットワークのさらなる拡大と、ネットワークの強みを活かした取組内容の充実が必要です。

(7) 情報発信

- 三重テラスのオープン自体の話題性や神宮式年遷宮の話題性もあり、メディアに多数取り上げられ、その効果が来館者増にもつながりました。
- 首都圏各地での「三重県フェア」の開催やホームページ等を活用した情報発信を積極的に展開し、面的な情報発信を行っています。
- 今後は、メディアの特性に応じた情報提供や旬な情報を効果的に発信していく必要があります。

2 平成 26 年度事業計画（方向性）

6つの機能（食べる、買う、体験する、誘客・集客、県内企業支援、ネットワーク）をベースに、指標の数値目標の達成と今年度の事業実績をふまえた課題の改善をめざし、次の運営方針のもとに事業展開します。

(1) 三重テラスの集客力の強化

- ① 常に旬な三重の魅力を感じられる拠点づくり
- ② リピーター獲得効果の高いイベントの企画
- ③ 日本橋周辺地域との連携による積極的な集客

(2) 県内企業・事業者のチャレンジ支援

- ① 魅力ある商品や三重を感じられる商品等の発掘と出品支援
- ② 商品のプラッシュアップ支援
- ③ 三重テラスを出口と捉えた新たな商品開発支援

(3) ネットワークの拡大と連携

- ① ネットワークとコアな三重ファンの拡大
- ② ネットワークを活かした企画

(4) 旬発力（旬な情報の発信力）のある情報発信活動

- ① 多様な情報の収集と旬な情報の発信
- ② メディア等への情報発信活動の強化
- ③ 県内での広報活動の展開

(5) 市町や商工団体等関係団体との連携の強化

3 今後のスケジュール

平成 25 年度の確定的な実績報告については、平成 26 年 4 月末に運営事業者から提出される「年間業務報告書」の実績をふまえて、その評価を行い、6 月会議において公表します。その際に、指標の目標数値の見直しを行います。

また、年度途中には、中間的な評価を含めた実績報告を行います。

三重テラス2階 イベントスペース イベント実績（H25年10月）

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	来場者数 (参考)	主催 所属・団体名
9月29 ～10月 13	日	10:00 ~ 20:00 (最終日) 17:00	三重テラスオーブン記念企画展 「お伊勢参りと遷宮」展示	「お伊勢参りと遷宮」をテーマとした展示 vol.1「街道」～日本橋から三重へ～ vol.2 宮澤正明写真展「伊勢神話への旅」	一般	5,150	三重県営業本部担当課
5	土	14:00 ~ 15:00	三重テラスオーブン記念企画展 「お伊勢参りと遷宮」トークイベント	「遷宮とデザイン」 講師:松井龍哉さん(ロボットデザイナー) 生駒芳子さん(ファッションジャーナリスト)	事前申込	54	三重県営業本部担当課
12	土	13:30 ~ 14:30	三重テラスオーブン記念企画展 「お伊勢参りと遷宮」トークイベント	「神話を旅する」(予定) 講師:宮澤正明さん(写真家) 奥野勇さん(御遷宮対策事務局長)	事前申込	51	三重県営業本部担当課
14	月	10:00 ~ 12:00 14:00 ~ 16:00	丸ごとおいしい三重の食材「まごの店」 in NIHONBASHI	高校生レストラン「まごの店」でがんばっている三重県立相可高校の生徒が、三重ゆかりの企業のご協力のもと、おいしい「だし」の取り方を伝授します。	事前申込	61	三重県立相可高校 三重県営業本部担当課
15	火	19:00 ~ 21:00	食べるパワースポット「伊勢うどん満喫講座」～もっと太く！もっとやわらかく！	伊勢うどん大使であるコラムニスト・石原壮一郎氏が、伊勢うどんの魅力や基礎知識をレクチャーし、伊勢うどんは私たちに何を教えてくれるかを探ります。※伊勢うどん(東京では珍しい生麺タイプ)の試食付！	事前申込	36	伊勢うどん友の会 三重県営業本部担当課
16	水	12:30 ~ 13:30	伊勢神宮から日本橋へ 伊勢街道ランニング 報告会	三重テラス開館と日本橋地域を盛り上げるため 伊勢神宮から日本橋へランニングでつなぐ活動の実施報告会	一般	40	ランピック伊勢実行委員会 三重県営業本部担当課
16	水	14:30 ~ 16:00	松阪木綿キャラバン隊	松阪木綿を身に着けたキャラバン隊によるPR活動および松阪木綿(レンタル着物)の着付け体験	一般	5	松阪市観光交流課
16	水	19:00 ~ 20:30	熊野古道セミナー ～熊野古道世界遺産登録10周年に向けて～	テーマ「歩く旅『熊野古道伊勢路』の魅力」 講師:福元ひろこさん(文筆家)	事前申込	51	熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会
17	木	10:00 ~ 12:00	松阪木綿キャラバン隊	松阪木綿を身に着けたキャラバン隊によるPR活動および松阪木綿(レンタル着物)の着付け体験	一般	2	松阪市観光交流課
17	木	15:00 ~ 16:30	みえの国観光大使就任式	新しく観光大使に就任いただく方の就任式	関係者	30	観光政策課
17	木	18:30 ~ 21:00	企業懇談会	県内立地済み企業との意見交換会	関係者	20	企業誘致推進課
18	金	10:00 ~ 20:00	つディ	引札展、企業参加及び企業協賛による津市の歴史・文化や産業・物産の紹介。美杉茶や健康飲料の試飲、「引札」(複写)のプレゼントあり	一般	500	津市政策財務部東京事務所
19	土	14:00 ~ 16:30	あきんどの会	社会で中心的に活動する方とこれから就職活動をする学生が、採用を離れた場で交流し、学ぶトークイベント 講師:岡 仁さん(テレビ東京広報局宣伝部参事)	事前申込	35	女史会(白鳥) 三重県営業本部担当課
20	日	14:00 ~ 19:00	尾鷲のさかな商談会	三重県南部の尾鷲市から、世界最新技術「アルコールスラリー技術」搭載船のマグロや地元ブリをはじめとする魚貝類全般について、都内飲食店対象の商談会を開催。	関係者	30	尾鷲商工会議所・まぐろ流通促進プロジェクト協議会・東紀州地域雇用創造推進協議会
~21	月	14:00 ~ 16:00	料理研究家 枝元なほみトークショー(尾鷲産まぐろ試食会)	「エダモン」の愛称で親しまれ、テレビ・雑誌等で活躍されている料理研究家の枝元なほみ氏のトークショー。(尾鷲市の魚食セミナーで、まぐろを使った色々なレシピを考案していただいています)	事前申込	50	
22	火	19:30 ~ 21:30	究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス【第1回】	テーマ「現代に生きる私たちへ『神話』が問いかけてくること」 講師:木戸寛孝さん(国際NGO理事)	事前申込	24	島根県・奈良県・三重県連携 観光政策課
24	木	10:00 ~ 20:00 (26日は17:00終了)	伊勢の今昔展	10月27日の諸国往来市のプレイベントとして、パネル等の展示で伊勢の今昔から日本橋とのつながりを感じていただきます。(伊勢の古地図・伊勢の今昔写真・お白石関連の展示、DVDの上映等)	一般	270	伊勢市・伊勢市観光協会
24	木	19:30 ~ 21:30	究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス【第2回】	テーマ「2013年5月と10月に同時に遷宮を迎えた伊勢と出雲の関係とは？」 講師:錦田剛志さん(万九千神社宮司、島根県神社庁参事・同研修所講師)	事前申込	24	島根県・奈良県・三重県連携 観光政策課
27	日	13:30 ~ 16:00 (相談会)	尾鷲商工会議所長期実践型インターンシップ報告会 (相談会)	大学生のうちに経験しておきたい「インターンシップ」。注目されている「地域」に興味ある学生と、尾鷲で挑戦した学生との座談会。インターン経験が就活などその後の生活にどう活かされているかを検証します。 *27日は、長期インターンシップに参加された先輩方にいろいろなお話を聞く、ゆるやかな形の相談会。 *28日は、インターンシップ事業報告会やプレゼンテーション。	一般	54	尾鷲商工会議所 【連絡先】 0597-22-2611
~28	月	14:00 ~ 14:30 14:30 ~ 15:30 15:30 ~ 16:30 16:30 ~ 17:00	(事業報告) (基調講演) (インターンシップ生によるプレゼン) (交流会)				

三重テラス2階 イベントスペース イベント実績（25年11月分）

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	来場者数 (参考)	主催所属・団体名
11月1 ～3	金 日	10:00 ~ 17:00	デイトリップ 僕らのみた海女たち	武蔵野美術大学空間演出デザイン学科 小竹信介ゼミナールと連携し、「海女」をテーマにした芸術作品の展示	一般	212	島羽商工会議所
1	金	18:30 ~ 20:00	みえミュージアムセミナー日本橋【第1回】	お伊勢参りの出発点としても縁がある日本橋で、伊勢をテーマにしたミュージアムセミナーを開催します。 テーマ「水族館に奇跡を起こしてまちづくり」 講師:中村 元さん(水族館プロデューサー) ゲスト:糸山さくらさん(俳人) コーディネーター:前田憲司さん(企画編集者)	事前申込	42	三重県生涯学習センター
5	火	15:00 ~ 16:00 18:30 ~ 19:30	熊野学セミナー【第1回】 熊野学セミナー【第2回】	多彩な魅力を持つ熊野・東紀州地域の歴史や文化、自然、産業などを見つめ直し、学び研究していくことにより郷土観を確立し、地域活性化や地域づくりへつなげていく「熊野学」のセミナーを開催します。 テーマ「熊野の食と祭り」 講師:三石 学さん(みえ熊野学研究会研究員)	事前申込	59	熊野市商工振興課
6	水	16:00 ~ 18:00	「松浦武四郎」セミナー	静嘉堂文庫美術館「松浦武四郎」展(10月5日～12月8日)開催を記念した講演会	関係者	48	静嘉堂文庫美術館 三義商事(株)中部支社
7 ～8	木 金	13:00 ~ 19:00 10:00 ~ 16:00	販路拡大商談会	三重県内の事業者による食材などの商談会	関係者	30	三重県商工会議所連合会
9	土	12:30 ~ 16:30	三重・長野合同移住相談会	三重県と長野県が合同で移住相談会を開催します。県・市ごとの個別相談ブースの設置や田舎暮らしセミナーを実施します。 (参加自治体:三重県、尾鷲市、熊野市、安昙野市、茅野市)	事前申込	35	三重県南部地域活性化推進課
10	日	13:00 ~ 15:00	三重を走って、飲んで、食べて知る会	丸の内の早朝セミナーで三重を学んだコアな三重ファンによる、東京で三重を満喫するコラボレーションイベント	関係者	28	朝大学ひじきチーム+萬古チーム・三重県営業本部担当課
12	火	18:30 ~ 20:30	首都圏販路拡大商談会	首都圏に販路拡大をめざす事業者対象の商談会	関係者	19	三重県フード・インバーション課
12	火	19:30 ~ 21:30	究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス【第3回】	伊勢・出雲の式年遷宮を記念して三重県や島根県全体の魅力と素晴らしさについて感じていただく体感型の講座	事前申込	21	島根県・奈良県・三重県連携
13	水	18:00 ~ 20:00	外資系企業セミナー	外資系企業対象の三重県セミナー	関係者	70	三重県企業誘致推進課
14	木	14:00 ~ 19:30	CONNECT-MIE!	首都圏での事業展開を希望する三重県の若手経営者等と首都圏の企業とのネットワークづくりを目的にビジネス交流会を開催します。 14:10～基調講演「三重の新たな魅力」 三重大学院副学長 西村訓弘さん 15:40～三重県の経営者による事業プレゼンテーション 17:15～情報交換会	事前申込	53	三重県サービス産業振興課
15	金	15:30 ~ 17:00	津市中勢北部サイエンスシティ分譲用地PR説明会	津市の産業拠点である中勢北部サイエンスシティの用地の早期完売をめざし、用地情報や奨励制度を始めとした様々な情報について、効果的かつ詳細に発信	関係者	23	津市商工観光部企業誘致室
15	金	18:30 ~ 20:30	みえミュージアムセミナー日本橋【第2回】	お伊勢参りの出発点としても縁がある日本橋で、伊勢をテーマにしたミュージアムセミナー。 テーマ「ブームに流されないお伊勢まいり」 講師:式年遷宮記念せんぐう館 石垣仁久さん(神宮司麻文化部主幹) 斎宮歴史博物館 梶村寛之さん(学芸普及課長)	事前申込	59	三重県生涯学習センター
16	土	10:00 ~ 18:00	つディ	津市の物産、観光、歴史・文化の情報発信、市内企業ブースによるPR 等	一般	700	津市政策財務部地域政策課
17 ～19	日 火(19日は15時まで)	10:00 ~ 17:00 ○三重県の医療分野の取組紹介	三重でキャリアアップしませんか～若手医師を応援します～ ○三重県の医療分野の取組紹介	ロボットスーツHALの装着体験、みえライフノベーション総合特区の取組紹介、三重県内で活躍する若手医師や研修病院の紹介、若手医師へのキャリア形成支援の取組紹介	一般	320	三重県地域医療推進課
18	月	18:00 ~ 19:00	三重でキャリアアップしませんか～若手医師を応援します～ ○パネルディスカッション	パネリスト:田村憲久厚生労働大臣(予定)、仲眞美子川崎南西部病院健康管理センター所長、内田淳正三重大学院長、鈴木英敬三重県知事	事前申込	78	
20	水	11:00 ~ 14:00	旅行商品説明会	三重県の観光トピックスや着地型旅行商品等の説明会	関係者	20	三重県観光誘客課
20	水	18:00 ~ 20:00	熊野古道セミナー【第2回】	平成26年に世界遺産登録10周年を迎える熊野古道伊勢路の魅力をお伝えするセミナーを開催します。 テーマ「人はなぜ熊野をめざしたのか～熊野古道伊勢路の観音信仰と巡礼～」 講師:みえ熊野学研究会運営委員長 小倉 肇さん	事前申込	44	熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会 三重県東紀州振興課
22 ～23	金 土	10:00 ~ 19:00 10:00 ~ 17:00	～伊勢乃国 伊賀乃国 志摩乃国 紀伊乃国～ふるさとが育い！	三重県を「伊勢乃国」「伊賀乃国」「志摩乃国」「紀伊乃国」の4つのテーマで物産・観光PRの展示、試飲・試食、実演	一般	909	三重県商工会連合会
24	日	12:30 ~ 16:30	三重・岐阜合同移住相談会	三重県と岐阜県が合同で移住相談会を開催します。県・町ごとの個別相談ブースの設置や田舎暮らしセミナーを実施します。 (参加自治体:三重県、志摩市、尾鷲市、熊野市、岐阜県、東那市、中津川市)	事前申込	29	三重県南部地域活性化推進課
24	日	19:30 ~ 21:15	知事トークライブ	著名なゲストを迎え、知事が聞き手、時には語り手となって、三重の旬なヒト・コト・モノを語り合うトークライブと交流会の開催(第1回目ゲスト:片岡愛之助さん)	関係者	58	三重県営業本部担当課
25 26 27	月 火 水	13:00 ~ 18:00 10:00 ~ 18:00 10:00 ~ 15:00	南伊勢町物産見本市	南伊勢町の物産の展示紹介と、町内事業者と首都圏の物産取扱い事業者との商談する場として開催する見本市です。	関係者	65	南伊勢町観光商工課
29 ～30	金 土	10:00 ~ 18:00	玉城の日～熊野古道出立の地から～	御遷宮、熊野古道ゆかりの玉城町のしめ縄、根付、擬革紙の、「もの」だけでなく、歴史、人、物語を絡めた笑演等	一般	1,300	玉城町産業振興課
29	金	18:30 ~ 20:30	みえミュージアムセミナー日本橋【第3回】	お伊勢参りの出発点としても縁がある日本橋で、伊勢をテーマにしたミュージアムセミナー。 テーマ「海と陸のネットワーク」 講師:海の博物館 石原義剛さん(館長) 本居宣長記念館 吉田悦之さん(館長)	事前申込	26	三重県生涯学習センター

三重テラス2階 イベントスペース イベント実績（25年12月分）

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	来場者数 (参考)	主催所属・団体名
12月1日	日	13:30 ~ 15:30	東京おわせ会異業種交流会	首都圏在住の尾鷲市出身者による異業種交流会	関係者	50	尾鷲市市長公室
4水		19:00 ~ 20:30	「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」三重おかげさま講座【第1回】	三重への旅の魅力をお伝えする講座 テーマ「お伊勢参りが育んだもの」 講師：鎌田 道隆さん（奈良大学名誉教授）	事前申込	50	三重県観光キャンペーン推進協議会
5木		14:00 ~ 19:00				24	
6金		12:00 ~ 20:00	熊野フェア	熊野の食材の試食会や熊野学セミナー等を開催することにより、熊野市をPR	事前申込	30	熊野市水産・商工振興課
7土		10:00 ~ 16:00				103	
8日		10:30 ~ 12:20	島根・三重連携講座【第1回】	島根県・三重県主催による記念講座 テーマ「考古学・古代史から見た伊勢・出雲」	事前申込	120	島根県・三重県連携
		13:00 ~ 15:20	島根・三重連携講座【第2回】				
9月		13:00 ~ 17:00	企業セミナー	首都圏企業との意見交換等	関係者	63	多気町
9月		19:30 ~ 21:30	究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス【第5回】	伊勢・出雲の式年遷宮を記念して三重県や島根県全体の魅力と素晴らしさについて感じていただく体感型の講座	事前申込	20	県三重県営業本部担当課
10火		13:00 ~ 22:00	三重県観光人交流会	三重県出身者、三重県の観光商品造成担当者など、三重県にゆかりのある旅行社社員と、三重美し会会員（県内の宿泊施設、観光施設、交通事業者等）とが交流し、三重についての知識を深めます。	関係者	28	三重県観光誘致推進協議会（三重美し会）
11水		13:00 ~ 14:30	伊勢志摩観光説明会	お伊勢さん観光案内人による伊勢神宮についての説明など、伊勢志摩の魅力を学ぶセミナー。	関係者	52	近畿日本ツーリスト
11水		16:00 ~ 20:00	応援企業三重県勉強会	「三重の応援企業」にご登録いただいた本田技研工業株式会社の社員の方々を三重テラスに招き、三重県に関する勉強会を開催。	関係者	25	本田技研工業株式会社
12木		11:30 ~ 14:30	【屋の部】三重の食材と日本酒のペアリング講座	三重県各地の日本酒と、それに合う様々な食材のペアリング（=食べ合わせ）を体験しながら、日本酒の入門知識と、食べ合わせに関する実践的な知識を学ぶ講座です。講座終了後には講師を交えた交流会も行います。（講座、交流会ともに有料） 【講師】手島麻記子さん（食文化研究家・日本酒スタイリスト）	事前申込	58	県三重県営業本部担当課 ㈱アクアプランネット
		19:00 ~ 22:00	【夜の部】三重の食材と日本酒のペアリング講座				
14土		14:00 ~ 16:00	みえのスポーツ・まちづくり会議	スポーツを通した地域の活性化について考える会議	関係者	20	県スポーツ推進課
14土		18:00 ~ 22:00	全国農業者連携フォーラム2013	全国の農業者が集い、地域で連携して新たな仕組みを作る取組みについて情報交換します。	関係者	22	みえ次世代ファーマーズ miel
15日		13:00 ~ 15:00	子どもの味覚教室	子どもを対象とした「味」の教室	関係者	35	一般財団法人 日本のこころSoul of Japan
16月		19:00 ~ 21:00	女子力アップ三重講座【第1回】	グローバル女子のための「WAワークショップ」。三重県の食材や伝統工芸と組み合わせた新しい「和スタイル」の提案、実践をします。 講師：啓華さん（書家） テーマ「今年の年賀状は筆書きに挑戦！」	事前申込	20	県三重県営業本部担当課
17火		11:00 ~ 17:00	つ黛	津市の物産＆観光の紹介をメインに、歴史・文化の情報発信、市内企業ブースによるPR等を行います。	一般	415	津市政策財務部地域政策課
17火		19:30 ~ 21:30	四の会	四日市市出身者による交流会	関係者	46	四の会
18水		19:00 ~ 20:30	熊野古道セミナー【第3回】	平成26年に世界遺産登録10周年を迎える熊野古道伊勢路の魅力をお伝えするセミナーを開催します。 テーマ「カメラを持って熊野古道伊勢路を歩こう」 講師：山本まりこさん（写真家）	事前申込	42	熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会 県東紀州振興課
20金		19:00 ~ 20:30	「実はそれ、ぜんぶ三重なんですか！」三重おかげさま講座【第2回】	三重への旅の魅力をお伝えする講座 テーマ「私の熊野 神話の記憶」 講師：中上 紀さん（小説家）	事前申込	38	三重県観光キャンペーン推進協議会
22日 ~23月		10:00 ~ 18:00	鈴鹿墨と書家のコラボ展 「鈴鹿墨な二日間」	国指定伝統工芸品「鈴鹿墨」を使った早稲田大学お抱え書家渡部大語氏の書作展示と工芸士による製墨実演。体験コーナーも設置します。	一般	223	鈴鹿市製墨協同組合 書道研究途上社
25水 ~29日		10:00 ~ 20:00	「式年遷宮諸祭 祈りの形」展	南里空海さんの著書「伊勢の神宮 御装束神宝」のパネル展を開催します。伊勢の神宮の貴重な写真の数々をご覧いただけます。日本橋にいながら、その神聖な雰囲気を感じてください。	一般	300	県三重県営業本部担当課 世界文化社

三重テラス2階 イベントスペース イベント実績（26年1月分）

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	来場者数 (参考)	主催所属・団体名
1月2 ～8	水 水	10:00 ～ 20:00 最終日は17:00まで	「式年遷宮諸祭 祈りの形」展	南里空海さんの著書「伊勢の神宮 御装束神宝」のパネル展を開催します。伊勢の神宮の貴重な写真の数々をご覧いただけます。日本橋にいながら、その神聖な雰囲気を体感してください。	一般	960	県三重県営業本部担当課 世界文化社
9	木	16:00 ～ 20:00	三重de働くin 三重テラス	首都圏に進学した三重県出身の学生を対象にJターンを促進する就職セミナー	一般	17	県雇用対策課 おしごと広場みえ
10	金	13:00 ～ 20:00	名張の日	①13時～15時 有機栽培された農産物、加工品の展示や商談、試食と、名張の土地、中古住宅や田舎の家などの紹介を行います。 ②18時～20時 名張市の物産や観光の紹介、試食を行なうが、名張の良いところや首都圏でのPR方法などについての意見交換を行います。	事前申込	80	名張市産業部商工経済室
11	土	13:00 ～ 18:00	東大和西三重『元伊勢』伝承の地をたずねてー	①13時～15時30分 元伊勢パネル展示 ②16時～講演「元伊勢伝承スピリチュアルスポット」 講師：名張市教育委員会理事 門田了三さん ③17時15分～名張観光大使 竹田京右 ギターコンサート	①一般 ②③事前申込	160	東大和西三重観光連盟
12	日			津城の絵図などをご覧いただく「津城と藤堂高虎公展」を開催するとともに、津市の物産・観光の情報発信及び市内企業ブースによるPR等を行います。	一般	574	津市東京事務所
14	火	11:00 ～ 17:00	つディ	紀南地域の地域資源を扱う事業者・個人(10事業者程度)が自らその魅力を紹介するとともに、簡単な体験や試食・販売を予定しています。 同時に熊野の知られざる魅力を紹介する写真展・水彩画展も開催します。	一般	150	県紀南地域活性化局
15	水	16:00 ～ 18:00	実はこれ、ぜんぶ熊野なんです！熊野人による熊野自慢大会	平成26年に世界遺産登録10周年を迎える熊野古道伊勢路の魅力をお伝えするセミナーを開催します。 テーマ「熊野古道伊勢路の発掘と文化的価値～再生への取組～」 講師：三石 学さん(みえ熊野学研究会研究員)	事前申込	43	熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会 県東紀州振興課
17	金	10:00 ～ 17:00	首都圏企業商談会	首都圏に阪路拡大をめざす事業者対象の商談会	関係者	28	県フード・イノベーション課 【連絡先】059-224-
18	土	10:30 ～ 19:00	これから知る三重のいいとこ・ろ郷土人の美【食・歴・山】同源	①10:30～12:00, 13:30～15:00 多気町「しんご先生EATAL K(いいはなし)」 講師：相可高校食物調理科村林新吾さん、相可高校生高校生のストラーナー有名な相可高校の村林先生と生徒による、多気郡3町の特産品(伊勢いも・大台茶・ひじき)を使用した新作物理の試食会と一緒にセミナー。 ②17:30～19:00 明和町「斎宮ってなに？～伊勢神宮に仕えた姫君たちのものがたり～」 講師：斎宮歴史博物館 横村寛之さん 文学博士である斎宮歴史博物館の横村さんが恋愛を禁じられた女性・斎王を中心、幻の宮と呼ばれた「斎宮」について語ります。	事前申込	74	多気町、明和町、大台町
～19	日	11:00 ～ 15:00		③11:00～12:00, 14:00～15:00 大台町「山ガール♪のための日本三大溪谷「大杉谷」」 講師：桃の木山の家 木村純子さん 今年の春に10年ぶりの全線開通予定を迎える秘境「大杉谷」。渓谷内にある山小屋「桃の木山の家」のスタッフが、登山家や山小屋でのおもろエピソードを交えながら女子目線で大杉谷をご紹介します。	事前申込	45	
20	月	13:30 ～ 15:30 19:00 ～ 21:00	出張かぶせ茶カフェ	伊勢茶の産地・三重県四日市市水沢(すいざわ)で約 10 ヘクタールの茶園で育てたかぶせ茶 88 年の古民家で「かぶせ茶カフェ」を営む清水加奈(しみずかな・街マルシェ清水製茶)さんをお招きし、三重県が誇る伊勢茶(かぶせ茶)の魅力をワークショップ形式でお伝えします。	一般	16	みえ次世代ファーマーズmiel
24	金	14:00 ～ 16:00	第1回全国海女文化保存・振興会議	海女漁の存続を文化財保護と水産振興の両面から考える会議を開催します。	関係者	50	県社会教育・文化財保護課
24	金	19:00 ～ 21:00	女子力アップ三重講座【第2回】	グローバル女子のための「WAワークショップ」。三重県の食材や伝統工芸と組み合わせた新しい「和スタイル」の提案、実践をします。 講師：茂木雅世さん(日本茶アーティスト) テーマ：急須のお茶を味わって、絵で表現！」	事前申込	23	県三重県営業本部担当課
25	土	13:00 ～ 16:30	『第9回伊賀学検定』受験対策セミナー	2月23日に開催する『第9回伊賀学検定』の受験者を対象とした対策セミナーです。講義終了後に、受講者交流の場としての懇親会を合わせて開催します。(セミナー・懇親会ともに有料) 講師：浅井利彰さん(建築家・伊賀市文化財審議委員)	事前申込	17	上野商工会議所
26	日	12:30 ～ 16:30	ええとこやんか三重 移住相談会	移住相談会を開催します。県・市町ごとの個別相談ブースの設置や田舎暮らしセミナーを実施します。(参加自治体等:三重県、尾鷲市、熊野市、鳥羽市、大紀町、南伊勢町、津市(美杉地域)、おしごと広場みえ)	事前申込	34	県南部地域活性化推進課
26	日	18:30 ～ 20:30	第2回 知事トークライブ	ゲストにみえの国観光大使でタレントの堀口文宏さんをお迎えし、知事と堀口さんによる足で見つけた三重のディープで「匂」の魅力を語っていただきます。	事前申込	65	県三重県営業本部担当課
27	月	19:00 ～ 21:00	女子力アップ三重講座【第3回】	グローバル女子のための「WAワークショップ」。三重県の食材や伝統工芸と組み合わせた新しい「和スタイル」の提案、実践をします。 講師：花千代さん(フラワーデザイナー) テーマ：花や三重の自然を器に生けて表現！」	事前申込	21	県三重県営業本部担当課
28	火	11:00 ～ 20:00	熊野古道世界遺産登録10周年記念プレイベント	熊野古道世界遺産登録10周年を平成26年7月1日に控え、熊野古道伊勢路の魅力を広く知って頂けるように、古道や関係市町のパンフレットや古道の魅力をどう伝え写真パネル等の展示を行います。	一般	240	東紀州地域振興公社
～29	水	10:00 ～ 16:00		日本の陶芸家。実業家、政治家であり、「東の魯山人、西の半泥子」と称され、また、当会議所初代会頭 川喜田四郎兵衛ともゆかりの深い川喜田半泥子とその生涯を過ぎた「津」の観光、文化など魅力を紹介します。	一般	194	津商工会議所
30	木	10:00 ～ 20:00 (初日は13時から、最終日は16時まで)	津商工会議所120周年記念事業「川喜田半泥子ゆかりの地 津」				
～31	金						

三重テラス2階 イベントスペース イベント実績（26年2月分）

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	来場者数 (参考)	主催所属・団体名
2月1 ～2	土 日	10:00 ~ 20:00 (初日は13時から、最終日は18時まで)	津商工会議所120周年記念事業「川喜田半泥子ゆかりの地”津”」	日本の陶芸家、実業家、政治家であり、「東の魯山人、西の半泥子」と称され、また、当会議所初代会頭 川喜田四郎兵衛ともゆかりの深い川喜田半泥子とその生涯を過ごした「津」の観光、文化など魅力を紹介します。	一般	317	津商工会議所
3月		14:00 ~ 16:00	県立博物館プレス発表会	平成26年4月に開館する三重県総合博物館(MieMu)について、首都圏のメディア関係者を対象とした説明会	関係者	21	県新博物館整備推進プロジェクトチーム
3月		19:00 ~ 21:00	第3回 知事トークライブ	ゲストにデジタルクリエイターの猪子寿之さんをお迎えし、猪子さんが監修された三重の国指定伝統工芸品(伊賀みひも、伊賀焼、伊勢形紙、鈴鹿塗、四日市萬古焼)の新作映像を発表し、伝統の“旬”を斬新な切り口で語っていただきます。	事前申込	80	県三重県営業本部担当課
4月 ～6	火 木	11:00 ~ 20:00 (最終日は17時まで)	四日市STYLE ～「写真家本城直季が見た四日市」と観光大使ライブ～	木村伊兵衛写真賞受賞写真家 本城直季氏が四日市市の風景をミニチュアのように撮った写真展、四日市市観光大使によるスペシャルライブ、そして四日市市のかぶせ茶、地酒、なが餅の試飲・試食、ほか特産品の紹介を行います。 (ライブにつきましては、入場制限をさせていただく場合があります)	一般	509	四日市市東京事務所
6月	木	19:30 ~ 21:30	究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス【第6回】	伊勢・出雲の式年遷宮を記念して三重県や島根県全体の魅力と素晴らしさについて感じていただく体感型の講座	事前申込	20	県三重県営業本部担当課
7月 ～9	金 日	10:00～14時半18:00	武四郎な3日間 ～北海道の名付け親松浦武四郎と三重～	2018年の武四郎生誕200年という節目を視野に入れ、松浦武四郎をご縁とした三重と北海道との更なる地域間連携をめざし、彼の足跡や活躍をより多くの人に知ってもらうため、パネル展示をはじめ、多彩なゲストを迎えて情報発信・紹介の場とします。 7日(金) 14:00 大川学園理事長 大川吉崇さんによる講演 8日(土) 13:00 アイヌの語り部 千家盛輝さんによる講演 娘のるりさんによるムックリ演奏・体験 9日(日) 10:30～13:00～ 講談師神田あおいさんによる「松浦武四郎」講談 パネル展示は3日間 10:00～17:00	事前申込	170	(株)たけしろうカンパニー
10月	月	19:00 ~ 20:30	「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」三重おかげさま講座【第3回】	三重への旅の魅力をお伝えする講座 講師:松尾たいこさん(イラストレーター)	事前申込	70	三重県観光キャンペーン推進協議会
11月	火	11:30 ~ 14:30 17:00 ~ 20:00	【昼の部】三重の食材と日本酒のペアリング講座～シーフード編～ 【夜の部】三重の食材と日本酒のペアリング講座～シーフード編～	三重県各地の日本酒と、それに合う様々な食材のペアリング(=食べ合わせ)を体験しながら、日本酒の入門知識と、食べ合わせに関する実践的な知識を学ぶ講座です。講座終了後には講師を交えた交流会も行います。(講座・交流会ともに有料) 【講師】手島麻記子さん(食文化研究家・日本酒スタイルリスト)	事前申込	60	県三重県営業本部担当課 ㈱アクアプランネット
12月	水	11:00 ~ 17:00	つディ	津市の物産＆観光の紹介をメインに、歴史・文化の情報発信、市内企業ブースによるPR等を行います。	一般	574	津市東京事務所
13月	木	14:00 ~ 17:00	みえライフィノベーション総合特区促進セミナー	「みえライフィノベーション総合特区」を推進するため、特区の取組を紹介するセミナー等	事前申込	50	県ライフィノベーション課
13月	木	19:30 ~ 21:00	ものづくりプロデューサークラス【第1回】	三重の伝統産業や地域商材の商品企画、地域プロデュースを学ぶ講座 第1回目「地域の商材をプロデュースするということ」	事前申込	25	県三重県営業本部担当課
14月	金	10:00 ~ 22:00	奇跡の川“銚子川”展	銚子川の写真・映像展示や銚子川に関連した商品(流域で作られた「銚子川米」、「銚子川の水(ホタル)ウォーターピュア」)の展示等、水中カマラン内山りゆうさんのトークライブ	一般	50	紀北町商工観光課
15月	土	10:00 ~ 17:00	あのスイーツのマダムシンコとスペイン料理の大家ジェセップシェフのトークショー&神の庭“きほく”的食と観光de「四季・感動」！	世界遺産・熊野古道のまち「神の庭“紀北町”」。地場産品の試食・試飲と映像や写真による四季の観光スポット紹介など多彩な魅力を満喫していただけます。また、神の庭“きほく”四季・感動カレンダーなども限定で無料配布。さらに、スイーツメーカー「マダムシンコ」のマダム信子会長とスペイン料理の大家ジョセップ・バラオナ・ビニエスシェフによるトークイベントや伊勢神宮へ奉納したコラボ商品の試飲等々。	一般 バイヤー	31	紀北町商工会
16日		10:30 ~ 12:20 13:00 ~ 15:20	島根・三重連携講座【第1回】 島根・三重連携講座【第2回】	島根県・三重県主催による記念講座 テーマ「考古学・古代史から見た伊勢・出雲」	事前申込	113	島根県・三重県連携
17月	月	11:30 ~ 15:00	家庭画報サロン	「伊勢の神宮 御装束神宝」の著者南里空海さんのトークショー	関係者	30	県三重県営業本部担当課 世界文化社
17月	月	19:00 ~ 21:00	女子力アップ三重講座【第4回】	グローバル女子のための「WAワークショップ」。三重県の食材や伝統工芸と組み合わせた新しい「和スタイル」の提案、実践をします。 講師:沙里さん(調香師) テーマ「三重の香りを予感・体感！」	事前申込	15	県三重県営業本部担当課
18火		10:00 ~ 18:00	鳥羽フェア「海女学セミナー」～アマじゃなくてプロなんですよ～	海の博物館館長と現役海女さんによる、海女についての講演とトークショー。ミニワインパーティー	一般	30	鳥羽市観光協会

三重テラス2階 イベントスペース イベント実績（26年2月分）

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	来場者数 (参考)	主催所属・団体名
19	水	19:00 ~ 20:30	熊野古道セミナー【第5回】	平成26年に世界遺産登録10周年を迎える熊野古道伊勢路の魅力をお伝えするセミナーを開催します。 テーマ「熊野古道伊勢路～伊勢と熊野の二大聖地を結ぶ道」 講師：植島 啓司さん（宗教人類学者）	事前申込	45	熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会 県東紀州振興課
20	木	13:00 ~ 17:00	デザイナーとの連携による新商品展示発表会	三重県内の伝統工芸や地域資源とデザイナー等との連携を通じて開発した新商品（プロトタイプ）の展示と、新商品のデザインの魅力などをトークセッションを通じて紹介します。 ◎トークセッション：14時から（予定） ゲスト：生駒芳子さん（ファッショングジャーナリスト） 鶴田 浩さん（NPO法人メイド・イン・ジャパン・プロジェクト 副代表理事） 本田勝之助さん（有会津食のルネッサンス代表取締役）	一般	60	県地域資源活用課
21	金	11:00 ~ 18:00	三重の木の魅力を知ろう	三重県産の木材を使用した製材・内装材や家具等の展示と三重県の木に親しむイベント	関係者 一般	100	県森林・林業経営課
22	土	11:00 ~ 21:00	まるごと いがびより！にんにんの日	首都圏の伊賀ファンによる伊賀焼や伊賀忍者などの「伊賀の魅力」のPR講座と交流会を実施します。	事前申込	30	県三重県営業本部担当課
23	日	13:00 ~ 16:00	第9回伊賀学検定	第9回目を迎える「伊賀学検定」を伊賀市以外のサテライト会場として、初めて東京で実施します。	事前申込	16	上野商工会議所
26	水	19:30 ~ 21:00	ものづくりプロデューサークラス【第2回】	三重の伝統産業や地域商材の商品企画、地域プロデュースを学ぶ講座 第2回目「伝統工芸とデザインを結ぶ手法について」	事前申込	25	県三重県営業本部担当課
27	木	19:00 ~ 21:00	女子力アップ三重講座【第5回】	グローバル女子のための「WAワークショップ」。三重県の食材や伝統工芸と組み合わせた新しい「和スタイル」の提案、実践をします。 講師：渡邊由貴さん（スタイリスト） テーマ：木綿着物の新コーディネート術！	事前申込	15	県三重県営業本部担当課
28 ~3月1	金 土	13:00 ~ 18:00 10:00 ~ 17:00	「熊野古道」写真展	玉城町出身で2014キャノンカレンダー作家のプロカメラマン森武史さんの「熊野古道の魅力」写真展を開催します。	一般	80	玉城町産業振興課



MIE TERRACE

三重テラス2階 イベントスペース（平成26年3月） イベントカレンダー

※平成26年3月5日現在のスケジュールです。

※イベント内容、日程等は変更されることがあります。

※名称は仮称のものが含まれます。

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	主催
						所属・団体名
2月28	金	13:00 ~ 18:00	「熊野古道」写真展	2014キャノンカレンダー作家で玉城町出身の森 武史さんの写真展を開催します。	一般	玉城町・玉城町観光まちづくり協会 【連絡先】0596-58-8204 (玉城町役場産業振興課)
~3月1	土	10:00 ~ 17:00				
1	土	13:30 ~ 15:30	熊野古道世界遺産登録10周年記念 熊野古道セミナー 「熊野古道出立の地『玉城町』に せまる」	三重県玉城町出身のお二人に玉城から熊野三山に至る伊勢路を中心とした熊野古道出立の地「玉城」の魅力について語っていただきます。 ・「ファインダーから見た熊野古道」講師:森武史さん(プロカメラマン) ・「地域資源“熊野古道”的可能性」講師:太田孝さん(東海大学観光学部教授) ・森武史さん×太田孝さん×辻村玉城町長による鼎談	事前申込	玉城町・玉城町観光まちづくり協会 【連絡先】0596-58-8204 (玉城町役場産業振興課)
3	月	11:00 ~ 17:00	つディ	津市の物産＆観光の紹介をメインに、歴史・文化の情報発信、市内企業ブースによるPR等を行います。	一般	津市東京事務所 【連絡先】03-6672-6868
4	火	19:30 ~ 21:00	ものづくりプロデューサークラス	三重の伝統産業や地域商材の商品企画、地域プロデュースを学ぶ講座	事前申込	県三重県営業本部担当課 【連絡先】059-224-2386
5	水	19:00 ~ 20:30	「実はそれ、ぜんぶ三重なんですよ！」三重おかげさま講座 【第4回】	三重への旅の魅力をお伝えする講座 テーマ:「日本の原風景、伊勢神宮 育んでいただいた神宮の風景」 講師:中野晴生さん(カメラマン)	事前申込	三重県観光キャンペーン 推進協議会 【連絡先】059-224-2282
7	金	13:30 ~ 16:30	伊勢志摩教育旅行等最新情報 交換会	伊勢御師の太田孝さん(東海大学観光学部教授)を講師としてお招きし「伊勢神宮と修学旅行の歴史を考える」をテーマに講演して頂き、その後交流会等を行います。また実際に来訪いただいた学校の事例を基に、コースや学習テーマ等を説明いたします。	関係者	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構、伊勢志摩学生団体誘致委員会 【連絡先】0596-44-0800 (伊勢志摩観光コンベンション機構)
11	火	11:30 ~ 14:30 19:00 ~ 22:00	【昼の部】三重の食材と日本酒 のペアリング講座 ～スイーツ編～ 【夜の部】三重の食材と日本酒 のペアリング講座 ～スイーツ編～	三重県各地の日本酒と、それに合う様々な食材のペアリング(=食べ合わせ)を体験しながら、日本酒の入門知識と、食べ合わせに関する実践的な知識を学ぶ講座です。 講座終了後には講師を交えた交流会も行います。(講座、交流会ともに有料) 【講師】手島麻記子さん(食文化研究家・日本酒スタイルリスト)	事前申込	県三重県営業本部担当課 【連絡先】03-5542-1035 ㈱アクアプランネット
13	木	10:00 ~ 19:00 最終日は 16時30分まで	COOL MIE 伝統と革新 ～三重の宝×ファッション～	首都圏の有名百貨店に店舗しているファッションブランド3社と伊賀くみひも、伊勢木綿などの伝統工芸品のコラボレーション商品を展示します。 14日13時からは、三重県知事と伝統工芸品の商品開発アドバイザーである生駒芳子さん、本事業にご協力いただいた㈱Smiles代表取締役 遠山正道さんによる鼎談を行います。	一般	県地域資源活用課 【連絡先】059-224-2336
14	金	19:30 ~ 21:00	ものづくりプロデューサークラス	三重の伝統産業や地域商材の商品企画、地域プロデュースを学ぶ講座	事前申込	県三重県営業本部担当課 【連絡先】059-224-2386
15	土	18:00 ~ 21:00	究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス 記念シンポジウム&神話トークラ イブ	2013年は伊勢神宮の20年に一度の式年遷宮の年であると同時に、出雲大社においても60年に一度の「平成の大遷宮」が行われ、メディアでも大きな話題となりました。 今回のシンポジウムでは、神話や三重の地域に造詣の深いメンバーによる神話トークを開催します。	事前申込	県観光政策課 【連絡先】059-224-2077
16	日	14:00 ~ 15:30	三重の食材座談会	日本橋料理飲食業組合の方々を対象に、三重県食材の紹介と意見交換を行います。	関係者	県三重県営業本部担当課 【連絡先】03-5542-1035
17	月	14:00 ~ 17:00 18:30 ~ 19:30	熊野フェア	熊野フェア 熊野古道の世界遺産登録10周年を7月に記念した熊野市の自然・名勝などの魅力をポスター・パンフレットなどを通じて紹介します。 熊野学セミナー 熊野市観光大使の達志保さんを講師に迎えて、『熊野古道と徐福』をテーマに熊野古道沿いの地域の歴史と風土を紹介するセミナーを開催します。【定員:30名】	一般 事前申込	熊野市水産・商工振興課 【連絡先】0597-89-4111 (内線472)
18	火	11:00 ~ 15:00		熊野フェア たかな漬や水産加工品など熊野市の特産品PR。試食もあります。	一般	

※平成26年3月5日現在のスケジュールです。

※イベント内容、日程等は変更されることがあります。

※名称は仮称のものが含まれます。

日	曜	実施時間	催し物名称	概要	対象	主催 所属・団体名
19	水	【1部】 13:30 ~ 15:30 【2部】 19:00 ~ 21:00	三重県次世代農家トークバトル ホンネの農業・ビジネス・地域・ 田舎暮らし	「農家が語る、〇〇」、テーマごとに、「ホントのところはどうな の？」そんな疑問に実際に農作業に従事する、若手農家が、思 いやこだわりをリアルに答えるガチトーク! 一方的に情報を発信する、今までのセミナーではなく、新しく 「お客様参加型のトークイベント」をめざします。 疑問に思ってたモヤモヤや、聞きたかったあのホンネも聞け ちゃう、百姓~法人農家まで、個性豊かなスタイルの若手農家 が、それぞれの立場から本音をぶつけ合う、波乱万丈のイベン トです。	事前申込	みえ次世代ファーマーズmie 【連絡先】059-231-9882
21	金	12:00 ~ 19:30	モンベル・フレンドタウン いなべ市フェア	鈴鹿山脈の北部に広がるいなべ市のアウトドアステージはまさ に自然の玉手箱。東京初公開! いなべのアウトドア・マイスター らがその魅力を伝えます。 ・アウトドア・マイスターによるワークショップ ・いなべのお茶体験(試飲・お菓子付) ・水谷のりや 写真展示「鈴鹿7マウンテン」「海の男が撮った山 の写真」 ・いなべの自然 パネルと映像で紹介 ・いなべの里の蕎麦 紹介展示 ・いなべ市に咲く花と果実 パネル展示 ・いなべ市観光案内 ・モンベル新作ウェア展示		
22	土	10:00 ~ 19:30			一般	いなべ市広報秘書課 【連絡先】0594-74-5802
23	日	10:00 ~ 18:00				
25	火	10:00 ~ 16:00	まごカフェ in 三重テラス	三重県立相可高校の生徒が、三重県内の生産者との協力のも と、三重の食材を使った和菓子・洋菓子を提案します。 第1部10:30~、第2部14:30~	事前申込	三重県立相可高等学校 三重県営業本部担当課 【連絡先】03-5542-1035
26	水	13:30 ~ 17:10	起業家と首都圏企業とのビジネ スミーティング	首都圏への進出に意欲のある起業家(第2創業を含む)と首都 圏企業とのマッチング機会を通じて、起業家のネットワークづ くりと新たな事業展開をサポートします。	事前申込	株三重銀研 【連絡先】059-351-7417
28	金	10:00 ~ 19:00	三重・しょうゆ街道 ～三重の魅力を、学ぶ・味わう・ もらっちゃう！～ 最終日は 17時まで	三重の醤油を紹介するために、「本場海女料理の体験」(28 日・30日)や親子で楽しむ「しょうゆセミナー」(28日～30日)など 楽しいイベントを開催します。	事前申込	三重県醤油味噌工業 協同組合
～30	日				事前申込	

三重テラス

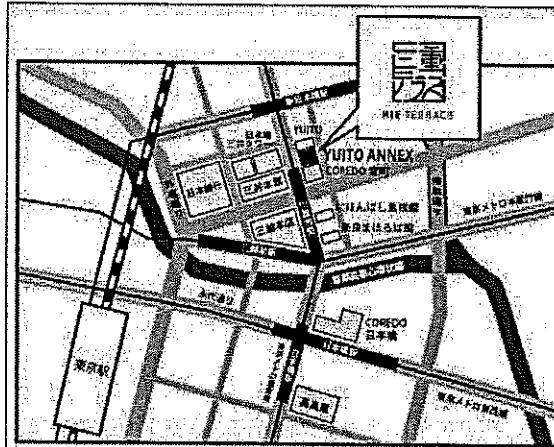
MIE TERRACE

◆ 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2-4-1 YUITO ANNEX 1・2階

ショップ TEL 03-5542-1033(10:00~20:00)
レストラン TEL 03-5542-1030(11:00~23:00)
イベント・観光案内 TEL 03-5542-1035(10:00~20:00)

◆ 無休(年末年始(12月30日～1月1日)、施設休業日(1月12日)を除く)

◆ 交通アクセス
東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅直結
JR総武線快速「新日本橋」駅直結



(3) ステップアップカフェ（仮称）の検討状況について

1. 検討経緯

- ステップアップカフェ（仮称）については、
- ・産業界、労働界、高等教育機関、障がい者就労支援事業所などをメンバーとする「三重県障がい者雇用促進会議」での議論
 - ・障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所、特別支援学校などへのヒアリング調査
 - ・県内外の先進的な取組事例のベンチマー킹
 - ・県内約 14,000 事業所を対象に昨年5月に実施した「障がい者雇用実態調査」

から以下の6つの視点

- ① 県民が障がい者と交流し、理解を深める場づくり
 - ② 障がい者が就職に向けてステップアップできる実践的訓練
 - ③ 障がい者が活躍できる職域の拡大
 - ④ 企業と障がい者の接点を増やし、「障がい者が戦力になる」ことの理解の促進
 - ⑤ 障がい者が企業で定着し戦力になるための仕組みの強化や、関係機関のネットワーク化
 - ⑥ 商品のブラッシュアップ等による売れる商品づくりへの支援
- が必要であり、これらを踏まえたステップアップカフェ（仮称）を「三重県総合文化センター・フレンテみえ1階」に設置することにしました。

2. 運営主体等

(1) 運営主体について

ステップアップカフェ（仮称）の運営主体については、県内を中心に広く公募を行い、県民が「障がい者が当たり前に働いている姿」に接することができる場、県民の「障がい者雇用に対する理解」を促進する場として、安定的に継続運営できるよう、障がい者雇用に対して熱意・高い関心を持つ企業、障がい者の一般就労への支援に対する意識の高い企業、多機能型障がい者就労支援事業所等から事業提案の内容を審査して選定します。

(2) 働く障がい者について

障がい者の一般就労への課題として、

- ・障がい者の訓練の場として、緊張感のあるリアルな体験の場が必要
- ・一般就労への移行を促進するトレーニングを県内就労支援事業所等と連携して行って欲しい

といったご意見を、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等、障がい者を支える現場の方々からいただいています。

このため、ステップアップカフェ（仮称）で働く障がい者については、働く意欲が高く、「福祉から就労へ」の移行をめざしている、

- ・接客やサービス産業分野への就職をめざす障がい者
 - ・緊張感のある実践的な実習を経験し、コミュニケーションスキルやビジネスマナーを身につけることを希望する障がい者
 - ・インターンシップの準備として活用する特別支援学校の生徒
- などの方々を対象に、一般就労への支援に、特に意欲的な障がい者就労支援事業所や特別支援学校などとの連携をはかりながら、実習訓練に取り組みます。

（3）ステップアップカフェの運営を支えるしくみについて

①支援人材の配置について

ステップアップカフェ（仮称）に配置する人材については、

- ・就労支援事業所等からの実習訓練の受け入れ等の調整
 - ・主に企業からの障がい者雇用についての相談に対応し、適切な支援機関への橋渡し
 - ・プラッシュアップした障がい者就労支援事業所の物品等を、企業で取扱っていただくための働きかけ
 - ・障がい者と企業や県民が交流する場づくり
- などの役割を担います。

②応援組織の立ち上げについて

障がい者雇用を推進するためには、「県民総参加」で取組を進めることが重要であると考えており、ステップアップカフェを支えるしくみとして、

- ・障がい者雇用の取組についての支援やPRの協力といった「企業による支援」
- ・県民に幅広く応援いただき、カフェの活用を通じての交流といった「障がい者との交流」
- ・地域、企業でのイベント等による商品販売等の協力といった「商品の購入」

などに取り組む応援組織についても検討していきます。

3. 今後の取組

（1）ステップアップカフェ（仮称）整備推進事業

①ステップアップカフェの整備

障がい者が接客、調理、清掃等の多様な業務工程を通して、働いていくために必要な能力を身につけられるよう、実践の場としてのカフェを整備します。

②専門人材配置事業

専門人材を配置し、運営事業者、各支援機関等と連携を図りながら、就労支援事業所や特別支援学校から実習訓練を受け入れるためのコーディネート、商品のプラッシュアップ支援、県内企業の障がい者雇用につなげるためのコーディネートなどに取り組みます。

③障がい者雇用を推進するしくみづくり

カフェの活用を通じて、障がい者雇用についての、企業や県民の「気づき」と「出会い」の促進につながるよう、県民総参加で障がい者雇用の取組を進めるための応援組織やネットワークづくりに取り組みます。

(2) 障がい者雇用支援事業（地域人づくり事業の一部）

①障がい者交流プログラムづくり事業

障がいのある人とない人が例えば「ものづくり体験」を協働すること、そこで生産されたものや福祉事業所等でつくられた商品をプラッシュアップし展示販売することなど、取組を進めるうえで必要なプログラムの開発や取組を支える人材育成プログラムの開発を支援します。

②障がい者雇用実習訓練事業

障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所などと連携し、ステップアップカフェを活用した実習・訓練など、障がい者が就労に向けて実践的な訓練を経験できるカリキュラムづくりなどに取り組みます。

③障がい者職域開発人材育成事業

障がい者雇用が進んでいない業種などにターゲットを絞った研究会の開催や企業等を対象にしたオープンセミナーの開催、障がい者の多数雇用を見込める企業等へのコンサルティング支援を行います。

(4) 地域人づくり事業について

1 事業概要

(1) 事業の目的

地域経済を活性化し経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性等の潜在力を最大限に引き出し、雇用の拡大を図るとともに、賃金の上昇などの処遇改善に向けた取組を推進します。

(2) 財源

平成 25 年度国補正予算 1,020 億円 (平成 26 年 2 月成立)

三重県への交付予定額 27.25 億円 (緊急雇用創出臨時特例交付金)

2 事業実施方法等

(1) 対象事業

①雇用拡大プロセス（失業者の就職に向けた支援）

未就職卒業者や再就職を希望する女性求職者等の失業者を雇用し OJT と OFF-JT を組み合わせた人材育成。

人手不足分野のミスマッチ解消や若者・女性・障がい者等の就労支援等。

②処遇改善プロセス(在職者に対する処遇改善に向けた支援)

在職者の賃金上昇、定着支援、正社員化などの処遇改善に向けた販路開拓や商品開発などの取組の支援等。

(2) 事業要件

- ・地域の中小企業、N P O 、商工団体等へ委託により実施。
- ・失業者を雇用する事業は、事業費に占める新規雇用者の人件費割合が 1/2 以上。
- ・雇用期間は 1 年以内。
- ・対象期間は平成 26 年度末まで。ただし、平成 26 年度中に新規雇用した者を 1 年間雇用する場合は平成 27 年度まで実施可能。

3 取組方針

(1) 県実施事業

この事業を実施するにあたっては、まず、事業者が創意工夫をもって自ら考える雇用拡大や処遇改善の企画提案を募集し、それぞれの地域や事業者の実情に応じた取り組みを支援します。

また、平成 26 年度当初予算に、女性、若者、障がい者の雇用拡大を図るため、就職直結型インターンシップや地域若者サポートステーションと連携した若者の就労支援、女性や企業向けのセミナーや職場実習等による女性の再就労支援、障がい者の研修等のプログラム作りや就労支援事業所等の商品のブラッシュアップ等による障がい者の就労支援、仕事と家庭が両立できる職場づくりに向けた企業の人材定着支援に取り組みます。

さらに、「中小企業・小規模企業振興条例（案）」において、販路拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進をするとしているところであり、地域人づくり事業を活用して、海外への販路開拓や首都圏等でのテストマーケティングの実施、ローカル・トゥ・ローカルによる商品開発など、それぞれの企業の特性に合わせた支援に取り組み、一層の振興を図ってまいります。

今後、県の各部局や関係機関、各商工団体等とも連携し、事業の円滑な実施に努めます。

平成 26 年度当初予算 取組状況

事業内容	事業費（千円）
事業者提案型事業の実施	906,490
女性の再就労支援事業の実施	43,331
若者の就労支援事業実施	112,182
障がい者の雇用支援事業の実施	50,000
企業の人材定着支援事業の実施	10,621
中小企業・小規模企業の振興事業の実施	133,876
建設労働者雇用対策事業の実施（県土整備部）	240,500
熊野古道関連事業の実施（地域連携部）	50,000
市町への補助金	550,000
事務経費	3,000
合計	2,100,000

（2）市町実施事業

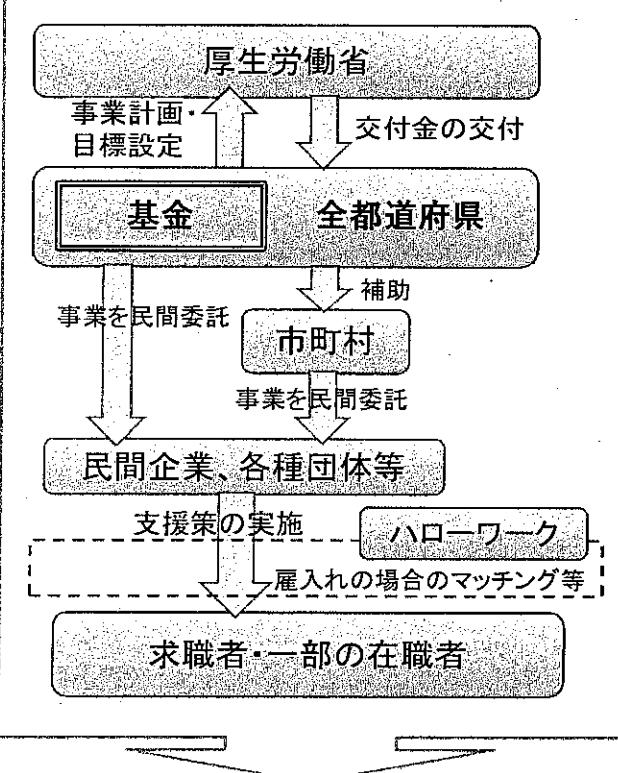
県からの補助金を活用し、19 市町（48 事業、事業費 5.5 億円）で取り組む予定です。（平成 26 年 2 月末時点）

地域人づくり事業の概要

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



-37-

概要

- 事業期間は、事業開始(平成25年度補正予算成立)から、平成26年度末まで。
(ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。)
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

（例）

【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業者・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業 等
(支弁費用)人件費、研修費、企業実習受入経費

【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング 等
(支弁費用)説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

（例）

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング
(若手社員向け)・雇用管理研修(管理者向け)／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣 等
(支弁費用)研修費(講師謝金、アドバイス費用) 等

地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

* 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

(5) 雇用経済部における少子化対策事業について

1 県の少子化対策における雇用経済部の取組

県では、県民の方が結婚や出産・子育てに希望が持てる三重をめざして、「三重県地域少子化対策強化計画」を策定し、子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージに応じた支援に加え、結婚から子育て期にわたる「働き方」への支援も重要だとしています。

このため、雇用対策、ワーク・ライフ・バランス等の取組を推進することにより、「働き方」の視点から少子化対策に取り組んでいきます。

2 平成26年度における取組

(1) 若者の就労促進

第2回みえ県民意識調査報告書（平成25年4月）では、結婚していない理由について、年収100万円から300万円未満の層の場合「収入が少ない」が第1位となっており、経済的自立が困難な場合、未婚となりやすい状況がうかがわれます。

このため、若者が安定的な職業につくことで結婚へ導く観点から、在学中から就職に向けた実践的なスキルを身に付ける「長期インターンシップ」の普及や、新卒未就職者の若者等が働くためのスキルを身に付け、自らの適性に応じた職業を知ることに加え、座学・職業訓練と組み合わせた就職に直結する「就職直結型インターンシップ」を実施します。

（就職を勝ち取る若者人材育成事業 研修受講者75人予定）

(2) 女性の就労促進

みえ県民意識調査研究レポート（平成25年7月）に「夫婦が共に働き一緒に子育てできる」社会づくりが少子化に有効とされているなど、女性の再就職支援は少子化対策としても重要な取組です。

女性の有業率は30歳代の出産・育児期に低下する「M字カーブ」を描いており、本県では「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい」と考える「中断型」の就労希望者が45.4%（H25みえ県民意識調査）と一番高くなっています。

今年度実施した子育て期の女性の就労意識に関するアンケート調査では、現在働いていない子育て期の女性の約85%が今後働くことを考えているものの、働くにあたっては、約8割の女性が仕事と家庭の両立に対する不安を、約5割の女性が仕事のプランク・スキル面での不安を抱えています。

○仕事と家庭の両立に対する不安

- ・子どもの病気や学校行事など必要な時に休めるか
- ・子育てに理解を示してくれる職場が見つかるか 等

○仕事のプランク・スキル面での不安

- ・仕事についていけるか
- ・専門業務知識やITに関することなどスキルに対する不安 等

このため、企業とのマッチングの観点を踏まえながら、再就職への阻害要因となっている女性自身の不安要素（仕事のブランク・スキル面での不安）を払拭するための研修等を加えた、研修事業を実施し、再就職を支援します。

（子育て女性の再チャレンジ促進事業 研修受講者 30人予定）

（3）仕事と家庭が両立できる職場づくりの促進

夫婦が共に働き一緒に子育てできる社会をつくるには、企業において、所定時間外労働の縮減や短時間勤務・フレックスタイム制等の多様な働き方を導入するなどの取組が必要となります。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所の割合は、年々増加してきているものの、規模別にみると小規模な事業所ほど、取り組む企業の割合が少ない傾向があります。（三重県内事業所労働条件等実態調査）

このため、中小企業や小規模企業に対してワーク・ライフ・バランスへの取組を支援します。

特に、仕事と家庭の両立のための様々な制度の導入に際し必要となる就業規則等の改正が中小企業や小規模企業では困難であることから、専門家を派遣し規則改正等を支援します。

（仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業 支援企業 10社予定）

(6) 企業誘致の取組状況について

1 企業誘致の実績について

(1) 取組の現状

今年度から、成長産業における投資や国内にとどまって操業を続けるマザー工場化の促進、外資系企業のアジア拠点整備への支援などを柱とする新たな投資促進制度を活用し、企業誘致に取り組んできました。

立地が決定した最近（平成 26 年 1 月以降）の主な事例は以下のとおりです。

①成長産業

○三菱重工業株式会社

三菱重工業の次世代リージョナルジェット機（MRJ）の量産に向けた拠点展開構想が公表され、同社松阪工場が量産拠点の一つに選ばれました。

航空機産業分野は裾野の広い産業分野であり、また、同社松阪工場では、尾翼の組立に加え同社とパートナーとなる中小企業の産業クラスターによる部品の生産が計画されており、関連の中小企業による県内への投資や集積が期待されています。

※平成 26 年 2 月 12 日 MRJ 量産に向けた拠点展開構想を公表

②マザー工場

○第一工業製薬株式会社

第一工業製薬が既存製造拠点を再編するため、四日市コンビナートへの新工場（四日市事業所霞工場）の建設を決定しました。

新工場では、燃料電池用部材や電子基板用絶縁材料、トンネル工事用固結剤の生産能力を強化させる計画です。

また、新規事業としてセルロースナノファイバーの応用技術や用途開発を加速させるなど、国内市場での優位性を持つ商品開発に努め、海外展開への拠点となる機能を高めていくこととしています。

※平成 26 年 1 月 23 日立地協定締結、総投資額 120 億円、雇用 100 人

③外資系企業

○サンディスク株式会社

四日市市で東芝とジョイントベンチャーを行っているサンディスクが、同社の独自施設として近鉄四日市駅近くに「テクノロジーイノベーションセンター」を開設しました。

このセンターは、同社がグローバル企業として発信力を高め、革新的な技術を生み出す環境の向上を図り、生産性をあげるための拠点であり、セミナーなどに使用できる大会議室やミーティングルームを備えています。

※平成 26 年 2 月 25 日センター開設

(2) 企業誘致件数の状況

みえ県民力ビジョンに掲げた企業誘致件数（県の立地協定締結件数＋国の工場立地動向調査件数）について、2月末時点での実績は42件となっており、平成24年からの累計では68件で目標値に対する達成率は85%となっています。最終的には、現在調査中の国の工場立地動向調査（下期（7月～12月））の結果が加わり確定します。

【参考】2月末時点での企業誘致件数の実績

年	立地協定件数	工場立地動向 調査件数 ※	計	累計値（目標値） 【達成率】
H25	29	13 上期（1月～6月） の調査結果のみ	42	68件(80件) 【85%】
H24	8	18	26	26件(40件) 【65%】

※工場立地動向調査件数は、立地協定との重複分を除いたもののみ計上。

2 その他企業誘致の取組について

(1) 投資セミナー開催による誘致活動

市町や金融機関等との連携により投資セミナーなどを開催し、県内の操業環境の魅力や新たな投資促進制度のPRを行っています。

※1月以降のセミナー等開催実績：

- ・津市中勢北部サイエンスシティ分譲用地 PR 説明会
(開催日：2月19日、主催：津市、場所：大阪市)
- ・関西圏・産業経済人交流ネットワーク松阪
(開催日：2月7日、主催：松阪市、場所：大阪市)
- ・三重県企業ネットワークセミナー in Osaka
(開催日：3月12日、主催：三重県、場所：大阪市)

(2) 集中企業訪問（キャラバン）の実施

関東、関西圏に本社のある成長分野の企業を中心に、1月から2月にかけ集中的な訪問活動を実施。

※企業訪問予定件数：30件

3 今後の取組方向について

- 平成26年度の企業誘致の取組については、企業の幅広いニーズにワンストップサービスで迅速に応えるとともに、今年度に創設した投資促進制度の活用や規制の合理化取組などを進め、引き続き積極的な企業誘致を展開していきます。
- また、新たな取組として「事業改善に向けた有識者懇話会」の意見を踏まえ、県内の工場の機能診断や産業別の立地特性に関する調査研究を行い新たな誘致手法を検討していきます。

(7) 三重県観光キャンペーンについて

昨年4月から3年間実施中の「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」について、「三重県の知名度の向上」「県内の周遊性・滞在性の向上」「三重ファン・リピーターの拡大」を目指した取組を進めています。

1 県内の周遊性・滞在性を高める取組

観光客の県内での周遊性、滞在性を向上させ、県内各地の魅力に触れていただくことで、三重ファン、リピーターの獲得を目指し、「みえ旅パスポート」の発給や、道の駅はじめ、宿泊施設など県内の様々な施設に対して、「みえ旅案内所」及び「みえ旅おもてなし施設」への協力を働きかけています。

- ・みえ旅パスポート発給数（2月23日現在） 178,294件
※ プレミアムパスポート達成者 1,748名
- ・みえ旅案内所設置数（2月23日現在） 87施設（開始当初：68施設）
- ・みえ旅おもてなし施設（2月23日現在） 839施設（開始当初：647施設）

2 官民一体となった情報発信

(1) 交通事業者等と連携した情報発信

中部国際空港及び愛知県、岐阜県、名古屋市と連携し、セントレア就航地（福岡県、鹿児島県）において、三重県観光キャンペーンのPR等を実施しました。

(2) 企業等と連携した情報発信

県内各企業と連携し、キャンペーンロゴマークを活用したPR等を展開しています。

・平治煎餅

平治煎餅と連携し、オリジナルフォーチュン（ロゴマーク焼印付福引）せんべいを販売

・伊藤園

伊藤園において、三重県観光キャンペーン『～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～』との連動企画として、「伊勢神宮～日帰り参拝バスツアー～ご招待キャンペーン」を実施

・八千代工業

大阪アウトドアフェスティバル及び名古屋キャンピングカーフェアにおいて、サイド面ヘキャンペーンロゴマークをラッピングしたキャンピングカー（Honda N-BOX+）を展示

(3) 三重県観光交流会

首都圏のメディア等に対し、三重県の旬の観光情報や「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」の企画等を発信すること

で、本県の観光資源の豊富さや奥深さを実感していただくとともに、交流を深め、今後の継続的な情報発信につなげるため、ロイヤルパークホテル（東京・日本橋）で三重県観光交流会を開催しました。

日時 平成 26 年 1 月 31 日（金）

テーマ 三重の森の恵み

内容 講演、知事とのトークセッション等

参加者 テレビ局、新聞社、雑誌社等 343 名（昨年度 318 名）

3 広域連携（島根県・奈良県との連携）

遷宮や古事記・日本書紀など共通テーマを有する島根県や奈良県と、首都圏はじめ大都市圏で連携事業や共同 P R を展開しています。

- ・メディア向け観光情報説明会等への相互乗り入れ
- ・シンポジウム会場における共同 P R
- ・セミナー・講座の共同開催（島根県）
- ・その他の共同 P R（島根県）

4 その他

（1）第 2 回おもてなしセミナー

県内の観光案内に携わる方々が、来訪者と快適な関係を築き、来訪者に再び三重を訪れたいと思っていただけるような「おもてなし」の心を育むため、三重県立総合文化センターでおもてなしセミナーを開催しました。

日時 平成 26 年 2 月 13 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分

対象 みえ旅案内所、各市町、各観光協会、観光事業者 等

内容 • 講演

　　演題：「熊野古道の魅力について」

　　講師：三石 学 氏（熊野古道語り部の会・熊野市職員）

• 熊野古道世界遺産登録 10 周年記念事業について

• 三重県観光キャンペーンの取組状況について

参加者 57 名

（2）「実はそれ、ぜんぶ三重なんです～三重おかげさま講座～」

12 月～3 月にかけて、三重県の首都圏営業拠点「三重テラス」において、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです～三重おかげさま講座～」を開催し、三重県の深い魅力を伝えることで、旅の動機付けを行いました。

第 3 回 日時 平成 26 年 2 月 10 日（月） 19 時～20 時 30 分

講師 松尾 たいこ 氏（イラストレーター）

内容 伊勢 I S E で幸せ開き

～私が感じた伊勢神宮の魅力～

参加者 49 名

《講師：今後の予定》平成 26 年 3 月 5 日（水） 中野晴生氏（写真家）

(8) 台湾との交流・連携について

平成 25 年 5 月に開催した「2013 日台観光サミット in 三重」を一過性のものとすることなく、観光、産業、物産に関する取組を重点的に進めています。

1. 進捗状況

(1) 観光

- ① 平成 26 年 2 月 11 日に台湾交通部観光局から「2014 台湾観光貢献賞」を受賞しました。この受賞は、「2013 日台観光サミット in 三重」開催（昨年 5 月）や新北市との観光協定締結（昨年 10 月）、台湾ランタンフェスティバルへのランタン出展などを通じて、日台双方の観光文化交流促進の実績が評価されたものです。
- ② 新北市との観光協定に基づき、平成 26 年 2 月 8 日に新北市の三大祭りである平渓国際天灯祭り（へいけいこくさいてんとうまつり）に参加しました。天灯祭りでは、台湾各地や海外から 14 万人が集まる中、三重県ブースの運営を、昨年、三重県を訪問した台湾の大学生にも手伝ってもらい、三重県を PR しました。
- ③ 平成 26 年 2 月 14 日から台湾南投県で行われた台湾ランタンフェスティバル（14 日の参加者数 77 万人）に、昨年に引き続き忍者と海女をテーマにランタンを出展し、三重県を PR しました。
- ④ 平成 26 年 2 月 17 日から 19 日まで、県内の民間事業者とともに台北、台中、高雄で三重県の観光説明会を開催し、台湾の旅行会社に対し三重県をコースに含む旅行商品の造成を働きかけました。また、三重県に協力的な旅行会社と三重県アドバイザリー会議を開催し、関係を強化しました。

(2) 産業

- ① 本県と台日産業連携推進オフィス（TJPO）が平成 24 年 7 月に締結した産業連携に関する覚書（MOU）に基づく連携を進めるなかで、より具体的な項目での協力を確認するため、昨年 11 月、国立大学法人三重大学地域戦略センターと台湾政府経済部（経済産業省に相当）の外郭団体にあたる財団法人資訊工業策進会（しじゅんこうぎょうさくしんかい）【略称：資策会（しさくかい）】との間で産業連携に関する覚書（MOU）を締結しました。
- ② 平成 25 年 11 月に開催した「第 11 回リーディング産業展みえ」では、TJPO がブース出展し、日台産業連携の可能性について PR するとともに、台湾の機械関連企業団体である台灣区機器工業同業公会（TAMI）の会員企業が来県し、県内企業と商談会を開催したほか、台湾セミナーを開催し、本県と台湾との産業連携モデルの構築について紹介しました。

③ さらに、ジェトロの支援メニューである地域間交流支援（RIT）事業を活用して、三重大学地域戦略センターと協力しながら、11月には県内企業とともに台湾の大手食品加工企業を訪問しビジネス交流会を行いました。また、12月には県内の若手経営者等とともに台湾を訪問し、機械系中小企業の訪問と「日台若手経営者の交流会」を実施しました。

2 今後の取組

今後も、台湾関係者とのネットワークを活かし、観光、産業、物産に加え、文化交流や青年交流を進め、台湾と三重県の相互に有益となるような層の厚い取組を進めていきます。

（1）新北市との観光交流

新北市との観光協定に基づき、相互の協力によって観光・交流を拡大していくことをとしており、新北市の三大祭りなどで三重県をPRすることを検討していきます。

（2）台湾からの誘客

三重県観光説明会や三重県観光アドバイザリー会議開催、旅行博出展などを活用し台湾の旅行会社との連携を強化し、誘客を促進していきます。

（3）台日産業連携推進オフィス（TJPO）との覚書による取組

本県とTJPOの覚書及び三重大学地域戦略センターと資策会（しさくかい）との覚書に基づき、若手経営者交流会を三重県で開催するなど産業連携に向けた相互交流の取組を進めていきます。また、三重大学やジェトロ、公益財団法人三重県産業支援センター等と連携しながら、工業技術研究院や大学など台湾の学術研究機関と、県内企業との技術連携を支援していきます。

（4）物産展の開催

平成26年3月（7日～9日）に台中市及び彰化県の高級スーパーで行われる物産展を通じ三重県の知名度を高め、販路拡大や台湾からの誘客につなげます。

(9) 包括外部監査結果に対する対応について

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考														
I. 包括外部監査の意見及び指摘																
VII. 雇用経済部																
1. 公有財産台帳の登録について																
① 公有財産台帳への登録時期について【結果】	<p>修繕を含む建物の新規登録について任意に抽出し、公有財産の取得に関する書類一式を閲覧した結果、下記について、公有財産台帳への登録が1年近く遅れているものが存在した。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>口座名称</td><td>工業研究所</td></tr> <tr> <td>建物名称</td><td>研究支援B棟</td></tr> <tr> <td>負担行為理由</td><td>工業研究所研究支援B棟床修繕</td></tr> <tr> <td>支出額</td><td>1,680,000円</td></tr> <tr> <td>工期</td><td>平成23年1月12日～平成23年3月28日</td></tr> <tr> <td>完成年月日</td><td>平成23年3月22日</td></tr> <tr> <td>台帳登録日</td><td>平成24年2月1日</td></tr> </tbody> </table> <p>公有財産規則第35条では、公有財産の取得等に関する登録について、「課等の長又は地域機関の長は、所属する公有財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要が生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して管財課長に報告しなければならない。」と定めており、また、適切な公有財産管理の観点からも適時、台帳登録すべきである。</p>	口座名称	工業研究所	建物名称	研究支援B棟	負担行為理由	工業研究所研究支援B棟床修繕	支出額	1,680,000円	工期	平成23年1月12日～平成23年3月28日	完成年月日	平成23年3月22日	台帳登録日	平成24年2月1日	<p>◎公有財産に異動がある場合は速やかにその手続きを行ない、取得及び異動があった都度複数で確認し、公有財産台帳への登録を行なっています。</p>
口座名称	工業研究所															
建物名称	研究支援B棟															
負担行為理由	工業研究所研究支援B棟床修繕															
支出額	1,680,000円															
工期	平成23年1月12日～平成23年3月28日															
完成年月日	平成23年3月22日															
台帳登録日	平成24年2月1日															

2. 境界標柱の設置について

① 境界標柱の設置について【結果】

下記の土地については、境界標柱の設置がなされていなかった。

所管課	所在地	地積 (m ²)	現在高 (千円)	取得年度
工業研究所	津市高茶屋五 丁目 5-45	22,354.78	98,318	昭和 46 年度
工業研究所	津市高茶屋五 丁目 5-45	173.82	764	昭和 46 年度
工業研究所	津市高茶屋五 丁目 5-45	680.24	2,992	昭和 46 年度
工業研究所 金属研究室	桑名市大字志 知字西山 208	7,752.40	53,904	昭和 53 年度
工業研究所 窯業研究室	四日市市東阿 倉川 788	7,208.32	17,804	昭和 45 年度
工業研究所 窯業研究室	四日市市東阿 倉川 788	3,687.37	9,108	昭和 45 年度

これらの土地は、外周地が水路、道路等の官有地であったため、境界標柱が設置されていないと推測され、また、一部杭を打つ、塀で囲む等の処置は取られている。

これについて雇用経済部では、総務部管財課において境界標柱の有無も含め、財産管理の状況を調査しているところであり、その結果を踏まえて、方針が示されれば対応していく予定であるとのことであった。

現状、県有地であることが明確に示されており、不法占有の発生可能性が低いものまで、境界標柱を設置することを必ずしも求めることについては議論の余地があるが、公有財産規則に定められている以上、境界標柱を設置する必要ないと判断される場合には、しかるべき決裁を取る等の手続きが必要であると考えられる。

なお、境界標柱の設置に関しては、「第3外部監査の結果－総括的意見－」において、監査人の意見を記載している。

○現状の境界標柱のない部分は塀やフェンスで囲われて、県有地であることが明確になっており、不法占有の問題が発生する可能性は極めて低いと考えられるため、塀やフェンスの改修を行う際に併せて境界標を設置します。

雇用経済部

3. 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターについて

① 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターのコスト管理について【意見】

当該施設について、有効利用のための具体的な計画は現在検討中であるが、今後、発生が見込まれるコストを合理的に見積もることにより、コストの発生を管理し、また、将来どれだけの投資が必要であるかを把握することも必要である。

○当該施設は、通常の管理運営費に加え、建設後16年を経過していることから、今後、維持補修のための経費の増加が予想されます。そのため、こうした経費の把握を行い、安全性や費用対効果の面を踏まえ、適正な執行に努めてまいります。

雇用経済部

② 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの今後の利用について【意見】

当該施設が立地する鈴鹿山麓リサーチパークは、四日市市と共同で開発している地域のため、今後の利用については、四日市市と協議のうえ、検討していく必要があります。県は平成19年度から年に1~2回の頻度で四日市市と鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議を行っているが、課題の洗出しと今後の取組方針の検討に留まり、具体的な施策の構築までには及んでいない。

また、当初の三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターを含む鈴鹿山麓リサーチパーク全体の開発目的が「研究開発に使用するため」と用途を限定していることから、企業誘致するにしてもその対象が研究所等に限られ、進展していかないのが現状である。

したがって、低利用の状況を改善するための手段として、用途変更や売却等も視野に入れた今後の活用方針の早期策定が必要であると考えられる。

○当該施設は、鈴鹿山麓リサーチパークの中核的な施設であり、今後の活用については、周辺の研究施設等と一体的に検討していくことが必要です。一方で、この地域については、今後平成27年度から30年度にかけて、新名神高速道路等の大幅な整備が進み、周辺環境の大きな変化が予想されます。

このため、当面は施設の有効な活用を図りつつ、四日市市をはじめ関係機関等による企業誘致も含めたリサーチパーク全体の活性化について、先を見据えた検討を進めるなかで、方向性を出していきたいと考えています。

雇用経済部

(10) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成25年11月22日～平成26年2月16日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成25年12月13日(金)
3 委員	【会長】名城大学 教授 松本幸正ほか3名出席
4 質問事項	「(仮称) スーパーセンタートライアル松阪店」(松阪市) の新設に係る届出について(2回目)
	「(仮称) スーパーセンタートライアル松阪店」(松阪市) の新設に係る届出について(2回目) 事務局から、前回の指摘事項3点及び確認事項3点(駐車場出入口の安全対策、24時間営業による騒音防止対策等の6項目)に対する設置者側の回答について、説明を行いました。 設置者側の回答は概ね妥当なものと判断され、今回で結審しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成26年1月16日(木)
3 委員	【会長】名城大学 教授 松本幸正ほか3名出席
4 質問事項	「(仮称) ホームセンターコーナン松阪店」(松阪市) の新設に係る届出について(1回目) 「(仮称) イオンタウン伊賀」(伊賀市) の新設に係る届出について(1回目)
	(1) 「(仮称) ホームセンターコーナン松阪店」(松阪市) の新設に係る届出について(1回目) 事務局から、届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明を行いました。 委員から、駐車場内における来客車両の安全対策等について、1点の指摘事項と2点の確認事項があり、継続審議となりました。
5 調査審議結果	(2) 「(仮称) イオンタウン伊賀」(伊賀市) の新設に係る届出について(1回目) 審議会委員の現地確認時の質疑応答によって届出内容に修正が生じたため、修正後の配置図面及び審議資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について、事務局から説明を行いました。 委員から、駐車場内外における来客車両等の安全対策、食品加工場等の臭気対策等について、6点の指摘事項と3点の確認事項があり、継続審議となりました。
6 備考	